

PAS 7000:2014

サプライチェーンリスクマネジメント — 供給者事前資格審査



発行情報及び著作権情報

本文書に表示された BSI の著作権表示は本文書の最終発行日付を示す。

© The British Standards Institution 2014.

Published by BSI Standards Limited 2014.

ISBN 978 0 580 84232 0

ICS 03.100.01

著作権法で認められている場合を除き、BSI の許諾なしにコピーすることを禁ず。

発行履歴

2014 年 10 月、初版発行

PAS 7000 ステークホルダーコミュニティ

AstraZeneca

CIPS
Chartered Institute of
Purchasing & Supply

CAPITA

Celgene

Metcash

Achilles®

BUILDER'S
PROFILE

Sanitarium™
health & wellbeing

JACO
Japan Audit and Certification Organization
for Environment and Quality

SCREEN

PICS
THE CONTRACTORS' CHOICE

JQA
JAPAN QUALITY ASSURANCE ORGANIZATION

VENDIGITAL®

brother
at your side

SCCSM
supply chain council

[dstl]

Sompo Japan
Nipponkoa
Risk Management

altius
aim higher

EAST RIDING
OF YORKSHIRE COUNCIL

RENOWN
INCORPORATED

目次

はしがき	ii
0 はじめに	iii
1 適用範囲	1
2 用語と定義	2
3 主要事前資格審査トピックモジュール	4
3.0 必須情報項目と任意情報項目	4
3.1 主要トピックモジュール C1 – 組織プロフィール	5
3.2 主要トピックモジュール C2 – 供給者の能力と供給可能量	8
3.3 主要トピックモジュール C3 – 財務情報と保険	10
3.4 主要トピックモジュール C4 – 事業ガバナンス	12
3.5 主要トピックモジュール C5 – 雇用方針	15
3.6 主要トピックモジュール C6 – 安全衛生	21
3.7 主要トピックモジュール C7 – データ保護	25
3.8 主要トピックモジュール C8 – 環境マネジメント	29
3.9 主要トピックモジュール C9 – 品質マネジメント	35
4 追加事前資格審査トピックモジュール	39
4.0 必須情報項目と任意情報項目	39
4.1 追加トピックモジュール A1 – 企業倫理	40
4.2 追加トピックモジュール A2 – サプライチェーントレーサビリティ	43
4.3 追加トピックモジュール A3 – サプライチェーンセキュリティマネジメント	46
4.4 追加トピックモジュール A4 – 機会均等と結社の自由	51
4.5 追加トピックモジュール A5 – 懲罰慣行と懲罰乱用	53
4.6 追加トピックモジュール A6 – 事業継続マネジメント	54
5 情報提供のルール（供給者側）	58
5.1 含めるべき情報	58
5.2 適用の限度	58
6 情報取得のルール（購買者側）	59
6.1 PAS 7000 の適用を意図するエンティティの前提条件	59
6.2 トピックモジュールと情報項目の使用	59
6.3 補足情報	59
6.4 審査基準	59
7 PAS 7000 への準拠宣言	60
7.1 供給者	60
7.2 購買者／調達組織	60
8 参考文献目録	61

はしがき

PAS 7000 の開発は、BSI Professional Services Asia Pacific Limited から資金援助を得て、BSI Standards Limited によって進められた。PAS 7000 は、英国規格協会 (British Standards Institution) からライセンスの許諾を受け、2014 年 10 月に正式に発行された。

以下の各組織には、PAS 7000 の開発において、メンバーの推薦から Steering Group に至るまでご協力いただき心より謝意を申し上げます。

Achilles Group Limited	英国
Altius Vendor Assessment limited	英国
Astra Zeneca	英国
Brother Industries Ltd (ブラザー工業株式会社)	日本
Builder's Profile (UK) Lt	英国
Capita plc	英国
Celgene Corporation	米国
The Chartered Institute of Purchasing & Supply (CIPS)	英国
Dainippon Screen MFG. Co. Ltd (大日本スクリーン製造株式会社)	日本
Defence Science and Technology Laboratory (Dstl)	英国
East Riding of Yorkshire Council	英国
Japan Audit and Certification Organization for Environment and Quality (株式会社日本環境認証機構)	日本
Japan Quality Assurance Organization (一般財団法人日本品質保証機構)	日本
London Underground Limited	英国
Metcash Limited	オーストラリア
Onward Kashiya co. Ltd (株式会社オンワード樺山)	日本
Osaka Izumi Co-operative Society (大阪いずみ市民生活協同組合)	日本
PICS Auditing	英国
Sanitarium Health & Wellbeing	オーストラリア
Sompo Japan Nipponkoa Risk Management Inc. (損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社)	日本
Supply Chain council – Hong Kong	香港
Toyota Tsusho Corporation (豊田通商株式会社)	日本
Vendigital Group	香港

BSI と Steering Group は、PAS 7000 開発の審議段階において Review Panel に参加して寄せられた、世界中の多数の個人及び組織からの情報提供に対して心より謝意を申し上げます。

本プロジェクトに対して世界中から強い関心を寄せられ、現地の専門家とのミーティングや連絡に便宜を図られた、オーストラリア、香港、日本及び米国の BSI の同僚に対して心より謝意を申し上げます。

発行情報

英国規格協会は、PAS 7000 の所有権と著作権を保持する。BSI Standards Limited は、PAS 7000 の撤回又は改正が妥当であるという正式なアドバイスを受けた場合、それを実施する権利を PAS の発行元として保有する。PAS 7000 は、2 年を超えない間隔で見直しが行われ、見直しによって浮上した修正を改正 PAS として発行し、Update Standards で公表する。PAS 7000 は、英国規格とは見なさない。PAS 7000 は、英国規格に含めて発行したり、英国規格として発行したりすることはない。

本文書の使用

PAS 7000 は、その規定の実施を適正な資格と経験を有する人々に任せ、そのために本書を使用することを想定して作成された。

契約上の考慮事項と法的考慮事項

本書の発行では、契約の必須条項を全て含めることはしない。本書の正しい適用は、利用者の責任である。

PAS 7000 に適合すること自体は、法的義務の免除とは無関係である。

0 はじめに

0.1 サプライチェーンのパートナーについてなぜ知る必要があるのか？

ほとんどの組織は、取引のある供給者の上位 15% について十分な情報を持っている。これは、取引のある直接供給者の 85% については情報が不足していることを示し、調達先の製品、サービス又は労力を供給する工場、人員及び機械設備についてほとんどあるいは全く知識がないということである。

サプライチェーンリスクへの関心は急激に高まっている。リスクに関わる環境は、完全性、セキュリティ、組織的行動の各問題に加え、環境的影響、社会的影響、倫理的影響などの非物理的的属性を含めるよう品質定義が変更されると共に変化している。また、サプライチェーンはますます複雑化し、組織は供給者の業績、環境の影響、自然災害、貨物輸送の中断、偽造、労働法違反、信用を著しく傷付ける潜在的な要因などから生まれるブランドの評判の失墜や財務上の損失リスクに対して、ますます脆弱になっている。

PAS 7000 は、購買者が供給者を事前に資格審査し、供給者の意図と能力を確認し、鍵となるコンプライアンスの要求事項に従うために必要なガバナンス、リスク及びコンプライアンス (GRC : Governance, Risk and Compliance) 情報のモデルを設定する公開仕様書 (PAS : Publicly Available Specification) である。事実上、PAS 7000 は「事業を実施するための GRC パスポート」を提供する。

PAS 7000 は、組織のサプライチェーンのパートナーに関する 3 つの重要な質問「誰がパートナーなのか?」「パートナーはどこにいるか?」及び「パートナーは信頼できるか?」に答えを出す手助けとなる。

0.2 事前資格審査プロセスはどのように手助けをするか？

事前資格審査のために、供給者は、適したガバナンスの原則を所有するか利用可能な状態であり、それを適用することを実証できる必要がある。ガバナンスの原則には、資格審査、引用規格、力量、品質、信頼性、企業の社会的な責任、環境コンプライアンスとセキュリティコンプライアンスの実現能力などが含まれ、これらは、供給者が潜在的な購買者のために製品を供給し、サービスを配給し、労力を引き受けることが適切であると承認されるために必要なものである。

PAS 7000 は、枠組み、資源 (技術、人員及びプロセス)、レビュー、監視、改善を網羅する基本的な GRC 方針の実施において、供給者と購買者の両方に手助けとなる効果的な GRC 戦略の提供に必要な活動の適用範囲に基づいて、購買者と供給者の両方に方向性を提供する。

PAS 7000 は、GRC の分野において一様に適用できる適正な実施のための声明書を提供し、サプライチェーンの全ての状況において供給者の事前資格審査に関連する情報の内容、書式及び仕様を示す。PAS 7000 を使用すると、あらゆるレベルの組織が、各レベルのサプライチェーンを推進するために必要な GRC の要求事項を設定することができる。

PAS 7000 アプローチの基礎をなす原則は、一連の共通情報の普遍的で均一な使用を推進し、供給者の準備における労力の重複を大幅に削減し、購買者の不要な評価活動を回避して、供給者と購買者の両方にコスト削減と効率改善をもたらすことである。

0.3 PAS 7000 アプローチとは何であるか？

PAS 7000 は、世界中の至る所のあらゆる規模のエンティティに関連し、かつ、供給者と購買者の両方に一様に適用できる方法で設計及び構成されるサプライチェーンモデルの設定を意図する。

PAS 7000 は、PAS への準拠宣言を示すために、2 つの区域の利用者グループ (供給者と購買者) 別に個別の要求を提示する。これは、明示的な宣言書の様式を 2 つ準備することで対処している (第 7 項参照)。

この新しいアプローチは、コンセプトの転換を伴い、「供給者から回答を求めるために購買者が必要な質問を提供する」というものから、「供給者が提供し、それを購買者が取得して必要に応じて使用する一般的に受け入れられる情報モデル」が存在するコンセプトへの転換となる。関連すると思われる広範囲のトピックモジュールには必然的に起こることではあるが、あらゆる事前資格審査状況において合理的に予想できる情報項目を特定できるトピックモジュールが多数存在する一方で、状況によっては全て有効にも関わらず常に適用できるとは限らないトピックモジュールも一部存在する。

図1 事前資格審査情報に対するPAS 7000のセグメント化されたマトリクスアプローチの概要

トピックモジュールの範囲																
C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9	A1	A2	A3	A4	A5	A6		
		主要トピックモジュール –								追加トピックモジュール –						
		必ず要求される必須情報項目。供給者は常に対応する必要がある								購買者によって主要トピックモジュールに移行される場合に必ず要求される必須情報項目。供給者は常に対応する必要がある						
		主要トピックモジュール –								追加トピックモジュール –						
		購買者が必要に応じて要求する任意情報項目。供給者は任意ベースで対応してよい								必要に応じて主要トピックモジュールに移行される場合の購買者が要求する任意情報項目。供給者は任意ベースで対応してよい						

これに適応するために、PAS 7000 は、必須情報に対してモジュール方式を採用し、強固で繰り返し可能なアプローチを保持しながら同時に一定の柔軟性を提供する一連の適用原則又はルールに裏付けされたマトリクスにトピックモジュールを組み込む（図1参照）。

マトリクスについて

横方向 - 必須情報の各項目をトピックモジュールの範囲の1つに割り当てる。トピックモジュールの範囲は以下の2つのカテゴリーに分割されている。

- **主要** – PAS 7000 への準拠を宣言する事前資格審査プロセスに常に含める必要があるトピックモジュール
- **追加** – 購買者が含めるかどうかについて判断できるトピックモジュール

購買者又は審査プロバイダーが、調達の性質のために情報を必須にする場合に、選択した追加トピックモジュール（追加から主要への移行）で特定される情報を要求できる。

縦方向 — 各トピックモジュール内に、情報項目のリストが存在し、それらの情報項目自体が以下の2つのカテゴリーに分割される。

- **必須** — あらゆる状況における特定のトピックモジュール内で常に必須となる情報項目
- **任意** — 特定のトピックモジュール内で適用可能になる場合がある情報項目及び購買者の判断によって選択される可能性がある情報項目

購買者又は審査プロバイダーが任意情報項目をトピックモジュールに個別に含める場合、そのステータスは任意から必須に変更される。

供給者側で情報公開の方針を推進するための手段として、PAS 7000 は、供給者に、リソースが許す限り、特定の供給に特に必須とは限らない情報を準備させるか、又は任意で事前資格審査の状況を準備させる。これを行う理由は以下の2つである。

- 将来他の事前資格審査プロセスを引き受けて、こうした情報が必要になる場合に備えるため。
- 実際に必要でなくとも、購買者又は審査プロバイダーが考慮に入れる可能性があるため。

0.4 PAS 7000 アプローチは 事業に適しているか？

このセグメント化されたマトリクスアプローチは、購買者又は審査プロバイダーが潜在的に必要とする可能性がある全てのトピックモジュールを含んだ事前資格審査のための枠組みを提供する。このマトリクスアプローチでは、あらゆる個別の事前資格審査プロセスのための主要情報を、必要な強固且つ再現性を保持するルール及び原則の構造の範囲内で、購買者又は審査プロバイダーの特定の要求事項に合わせることができ。また、PAS 7000 アプローチの広範囲な採用を推進するために必要なコストの節減と効率性も提供する。

このような方法で、PAS 7000 は、将来の供給者として受け入れられるために必要な最小限の要求事項に基づいた事前資格審査を可能にし（新規申請者と小規模組織に役立つ）、広範囲の基準に対する供給者の適合性が購買者にとって重大である状況下ではより包括的な質問を促進し、トピックモジュールと情報項目の範囲に対する供給者側の対応の革新的な強化／改善を時間をかけて推進する。

注記 留意点は、中小企業の参加を促すという EU 及びメンバーの最近の焦点におかれている。

供給者に提供される情報の妥当性確認のプロセスの要求事項は、この PAS の範囲外である。各トピックモジュールは、特定の情報項目をいかに最適に提供するかについて提示する。ただし、その情報をいかに審査及び妥当性確認するかを決定するのは購買者（又は審査プロバイダー）の役目である。PAS は、供給者の対応を支持するために必要な証拠の範囲（6.2f 参照）について及び妥当性確認プロセスに関する情報を公開することについて購買者に要求事項を設定しない。

PAS 7000 の適用を他の国際的に適用可能な仕様とスキーム（品質マネジメント用 ISO 9000 シリーズやサプライチェーンセキュリティ用 ISO 28000 シリーズなど）の適用と調和させて労力の重複をできる限り削減するために、購買者は、同等の部分を確認し、事業上の必要性が危険にさらされる可能性がない場合は作業を免除するようアドバイスを受ける。購買者は、既存の国内規格又はスキームが国境を越えるサプライチェーンに関連するような特定の供給状況下では、これらの規格又はスキームを確認するようアドバイスを受ける。PAS は、特定の事業方針とサプライチェーンの必要性に従ってそのようなアドバイスを採用するかどうかを決定するのは購買者側であることを認識している。PAS は、そのような採用を要求事項の問題にはしない。

PAS 7000 情報モデルに組み込まれるトピックモジュールの範囲のために、完全な免除にはならないが、モジュール単位で免除される可能性はある。購買者は、実行可能な場合、免除の規定に注意を向けるようアドバイスを受ける。

適切で実行可能な場合、他の既存の仕様及びスキームへの準拠の認識活動を含む全ての事前資格審査活動において、通常必要とされる一連の情報について一貫性を維持しながら使用すると、必要な情報の提供において供給者が投資する資源を大幅に削減できるだけでなく、購買組織、調達要員及び審査プロバイダーは、提供した保証とコンプライアンスに基づいて供給者をより確実に調達できる。

このページは空白とする

1 適用範囲

このPASは、サプライチェーン関係のガバナンス、リスク及びコンプライアンス（GRC）のステータスを確定するための要求事項を設定する。このためには、以下を行う。

- 共有によってサプライチェーンパートナーの確立の基礎となるサプライチェーン関係情報の内容と範囲を確定する。
- それぞれ供給者別及び調達パーティ別に、この情報の提供と取得のルールを設定する。これにより、供給者と調達者パーティの両方が、サプライチェーン関係の確立で協動的な方法を使用して協力することができる。

PASは、以下に示すように、15個のトピックモジュールで規定情報を示し、そのうちの9個は指定された「主要」トピックモジュールであり、6個は指定された「追加」トピックモジュールである。

「主要」トピックモジュール

- 組織プロフィール（モジュールC1）
- 供給者の能力と供給可能量（モジュールC2）
- 財務情報と保険（モジュールC3）
- 事業ガバナンス（モジュールC4）
- 雇用方針（モジュールC5）
- 安全衛生（モジュールC6）
- データ保護（モジュールC7）
- 環境マネジメント（モジュールC8）
- 品質マネジメント（モジュールC9）

「追加」トピックモジュール

- 企業倫理（モジュールA1）
- サプライチェーントレーサビリティ（モジュールA2）
- サプライチェーンセキュリティマネジメント（モジュールA3）
- 機会均等と結社の自由（モジュールA4）
- 懲罰慣行と懲罰乱用（モジュールA5）
- 事業継続マネジメント（モジュールA6）

各トピックモジュールの内部で、識別された情報項目を「必須」と「任意」のカテゴリーに分割する（第5項及び第6項参照）。

PAS 7000は、汎用的な性質を持ち、確立したGRC原則に従ってサプライチェーン関係の開発を支援するために、規模や複雑さを問わず、あらゆる組織が使用することを意図している。トピックモジュールで識別された情報は、サプライチェーン関係の確立において、既にさまざまな組織が広く使用している。該当する情報の収集に使用する各手順は、かなり異なるのが通常であり、情報の提供と使用の両方において労力の重複がかなりの程度に発生する可能性があり、サプライチェーンの潜在的なパートナー間で混乱と誤解が発生する可能性もある。

PAS 7000は、その利用方法の説明を付けて提供される情報項目とそれを支持するために必要な証拠を特定する。

PAS 7000 が対応していない事項を以下に示す。

- 情報の正確性及び／又は透明性、並びに供給者が提供する関係文書を指定すること
- 該当する情報の妥当性確認を調達者がどのように審査するかに関する要求事項を含めること
- これらの両方が、個別の関係を確立する際の調達パーティの決定事項であること

PAS 7000は、サプライチェーン関係情報の提供と使用に関する宣言を行う場合は、明示宣言の使用に関する要求事項も含める。

2 用語と定義

2.1 審査プロバイダー

購買者又は供給者に対するサービスとして供給者の事前資格審査を引き受けるエンティティ。

[PAS 91:2013 Construction prequalification questionnaires]

2.2 事業提携者

組織が契約を結ぶ任意のパーティ。任意のパーティには、依頼者、顧客、共同事業のパートナー、コンソーシアムのパートナー、契約者、コンサルタント、下請負契約者、供給者、ベンダー、アドバイザー、エージェント、ディストリビューター、代表者、仲介者が含まれるがこれらに限定されない（ただし、要員は除く）。

[BS 10500:2011 Specification for an anti-briber management system (ABMS)]

2.3 事業継続マネジメント

組織の潜在的な脅威とこれらの脅威が引き起こす可能性がある事業運営への影響を特定する全体的なマネジメントプロセスで、主要な利害関係者、評判、ブランド、価値創造活動の利益を保護する効果的な対応に対する実現能力を駆使して、組織の回復力を構築するための枠組みを提供する。

[BS ISO 22301:2012 Societal security – Business continuity management systems – Requirements]

2.4 購買者

支払いのあるなしを問わず、製品、労力又はサービスの取得を実行するエンティティ。

注記 調達プロセスの一環として行われる PAS 7000 への労力の決定は、通常、企業又は所有者のレベルで行われるが、それが実際に引き受けられるのは、供給者の選択、供給者の審査/エージェントの吟味、調達専門家など、役割の任意の範囲による可能性が高い。

2.5 機密保持

権限のない個人、エンティティ又はプロセスに対して情報が利用できないか開示されない所有物。

[BS ISO/IEC 27000:2012 Information technology – Security techniques – Information security management systems – Overview and vocabulary]

2.6 クリティカルアクティビティ

組織が最も重要で時間制約のある目的を達成するための鍵となる製品とサービスを提供するために実行する必要があるアクティビティ（活動）。

[Quoted from PD 25222:2011 Business continuity management – Guidance on supply chain continuity]

2.7 クリティカルな供給者

その損失が組織の重大な活動を瞬時に破壊する可能性がある製品/サービスのプロバイダー。

[Quoted from PD 25222:2011 Business continuity management – Guidance on supply chain continuity]

2.8 事業の中断/阻害を引き起こすインシデント

破壊に導く状況。

[BS ISO 22301:2012 Societal security – Business continuity management systems – Requirements]

2.9 デューデリジェンス

販売に関する全ての材料法規を確認するための潜在的な投資の調査又は監査。

2.10 エンティティ

法的に一意の識別可能な存在がある人物、部署、チーム、企業、共同組合、協力関係、組織又は事業。

2.11 情報セキュリティ

情報の機密保持、完全性及び利用可能性を保護すること。

[BS ISO/IEC 27000:2012 Information technology – Security techniques – Information security management systems – Overview and vocabulary]

2.12 完全性

資産の正確性と完全性を保護する所有物。

[BS ISO/IEC 27000:2012 Information technology – Security techniques – Information security management systems – Overview and vocabulary]

2.13 知的財産権 (IPR)

保護された作品の使用及び制作やその作品に関連する他の特定の活動を承認又は禁止するための権利など。所有者に IP の独占的な管理支配を付与する法的強制力のある権利。通常は、法律で与えられる。

注記 IPR には、特許権、実用新案、登録意匠、登録商標、前記のいずれかの IP の出願と出願権、未登録意匠権、著作権、世界中のあらゆる箇所の類似権又は相似権が含まれる。

[BS 8538:2011 Specification for the provision of services relating to the commercialization of intellectual property rights]

2.14 製造者

原材料、部品又は組立を伴うプロセスを通して製品を製造するエンティティ。

注記 通常は、さまざまな作業員間に分割されたさまざまなオペレーションで大規模に製造される。

2.15 オリジネーター

アイデアの創造者もしくは発明者、又はそのアイデアに関連付けられた知的財産の所有者。

注記 ここで言う「所有者」には、譲受人もしくは被許諾者、又は法定代理人（執行者又は女性の執行者など）を含める。

[BS 8538:2011 Specification for the provision of services relating to the commercialization of intellectual property rights]

2.16 製品及びサービス

供給者が購買者に提供する有形属性と無形属性（品目、労力、機能、特徴、利益、使用）の組み合わせ。

注記 通常の製品は組織がプロセスの結果として生み出し、要求を満たすか欲求を満たす、有形で識別可能な品目である。サービスは、それ自体で又は有形製品の重要な要素として、特定された要求を満たし無形の利益を生み出す生産である。サービスは、役立つこと（薬剤管理と診断の組み合わせなど）と密接に関連付けられているため、特定が困難な場合がある。

2.17 利害関係者

決定もしくは活動に影響を与える、決定もしくは活動から影響を受ける、又は決定もしくは活動の影響を受けていると自ら認識する人物又は組織。

[ISO Guide 73:2009]

2.18 供給者

支払いの見返りとして、又は無償で製品、労力又はサービスの提供を引き受けるエンティティ。

2.19 補足情報

PAS 7000 情報モデルに含まれた情報以外の必要な調達関連情報。

2.20 サプライチェーン

購買者の仕様と指示に従って、製品もしくはサービスの生産、配送及び販売、又は労力の引き受けに関与する供給者、設計者、製造者、小売人、ディストリビューター、運送人、貯蔵施設プロバイダーなどのエンティティのネットワーク。

3 主要事前資格審査トピックモジュール

3.0 必須情報項目と任意情報項目

3.0.1 表1～表9のステータス列で「E」と識別される情報項目は、特定のトピックモジュールにおいて提供の除外がない限り、又は組織の調達方針によって提供すると決定しない限り、全ての事前資格審査プロセス（第5項及び6.2a）の一部に含める必要がある「必須」情報項目である。

3.0.2 表1～表9のステータス列で「D」と識別される情報項目は、提供する環境又は供給される可能性の高い製品、サービスもしくは労力によって、関連する情報項目が変更されたときに含める必要がある、「任意」情報項目である（第5項及び6.2b）。

注記1 特定の事前資格審査プロセスにおいて購買者又は審査プロバイダーによって必須ステータスに移行されず、その時点で必須情報として識別されない任意情報項目は、他の事前資格審査プロセスに含まれる可能性が高い。供給者は、将来の事前資格審査活動に関連して強化された情報の提供を促進するために、リソースが許す限り、全ての任意項目に対する対応を準備する必要がある。

注記2 事前資格審査プロセスが、購買者所有の施設及び／又は購買者管理の施設で提供される可能性が高いサービス又は労力に関係する場合、購買者又は審査プロバイダーは、全ての又は一部の特定のトピックモジュールを個別の除外対象にすることが妥当である。

図2に対する注記 この図は、供給者事前資格審査に対するPAS 7000アプローチに組み込まれたトピックモジュールの完全な範囲を示し、図の各六角形からそれぞれのトピックモジュールへのハイパーリンクが付いた索引として機能する。情報供給の要求事項を見直したい供給者又は情報取得のルールを理解するために参照する購買者のために、図の下部にある2つの赤い円がこのPASの関連する条項に直接リンクされている。

図2 — トピックモジュールの索引（ハイパーリンク付き）



3.1 主要トピックモジュールC1 — 組織プロフィール

表1では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、組織プロフィールに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで組織プロフィールは、第5項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表1 — 主要トピックモジュールC1：組織プロフィール—供給者識別、主要な役割及び連絡先情報

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応に関する説明	情報源に関する参照あるいは言及
C1-01	E	組織の正式名称（英語）	事業認可又は同等の公文書に記載された法人の固有の英語名	
C1-02	D	組織の正式名称（現地語）	ここへは、組織名が事業認可又は同等の公文書に現地語で記載されている場合のみ指定すること	
C1-03	E	屋号（事業経営で使用）		
C1-04	E	電話番号	国番号-市外局番-電話番号 XXX - XXX - XXXXXXXX	
C1-05	D	ファックス番号	国番号-市外局番-電話番号 XXX - XXX - XXXXXXXX	
C1-06	E	問い合わせに関する主要連絡先の詳細	C1-06-1 名	
			C1-06-2 姓	
			C1-06-3 性別 (男性、既婚女性又は女性)	
			C1-06-4 肩書	
			C1-06-5 名（現地語）	
			C1-06-6 姓（現地語）	
			C1-06-7 肩書（現地語）	
			C1-06-8 電話番号	
			C1-06-9 電子メールアドレス	

表1 (続き) — 主要トピックモジュールC1：組織プロフィール—供給者識別、主要な役割及び連絡先情報

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される 対応に関する説明	情報源に関する 参照あるいは言及
C1-07	E	登録住所（英語）	C1-07-1 住所行1	
			C1-07-2 住所行2	
			C1-07-3 住所行3	
			C1-07-4 市町村名	
			C1-07-5 都道府県名	
			C1-07-6 国名	
			C1-07-7 郵便番号	
C1-08	D	登録住所（現地語） （ここへは、組織の住所 が事業認可又は同等の公 文書に現地語で記載され ている場合のみ指定する こと）	C1-08-1 住所行1	
			C1-08-2 住所行2	
			C1-08-3 住所行3	
			C1-08-4 市町村名	
			C1-08-5 都道府県名	
			C1-08-6 国名	
			C1-08-7 郵便番号	
C1-09	E	同一の事業認可又は同等 の公文書に記載された施 設数（同一事業免許又は 同等の公式文書下で組織 に複数の施設がある場合 は、各施設のアドレスを 補足文書に記載するこ と）。		
C1-10	E	事業の業務内容及び活動 範囲（家庭用電化製品の 設計及び製造など）。		

表1 (続き) — 主要トピックモジュールC1：組織プロフィール—供給者識別、主要な役割及び連絡先情報

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応に関する説明	情報源に関する参照あるいは言及
C1-11	E	事業認可又は同等の公式文書に基づく登録住所で組織が営業した年数（組織に施設が2つ以上ある場合は、施設ごとに営業年数を補足文書に記述すること）。		
C1-12	D	組織に独自のウェブサイトがある場合は、ウェブサイトのアドレス。		
C1-13	D	母体組織名（適用可能な場合）。		
C1-14	D	母体組織に独自のウェブサイトがある場合は、母体組織のウェブサイトのアドレス。		
C1-15	E	同一登録下の組織の従業員数（組織に施設が2つ以上ある場合は、施設ごとに従業員数を補足文書に記載すること）。	C1-15-1 正社員	
			C1-15-2 派遣従業員	
			C1-15-3 パートタイム従業員	
			C1-15-4 外国人労働者（出身国を指定すること）	
			C1-15-5 合計	
C1-16	E	組織図	組織の組織図（PDF又はJPG形式）及び関連部署／機能の説明。説明には、部署／機能の詳細、品質に関連する要員、CSR、安全衛生、セキュリティ、環境、事業継続マネジメント（BCM）、贈賄防止及び他の活動を含める。	

3.2 主要トピックモジュール C2 — 供給者の能力と供給可能性

表 2 では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、供給者の能力と供給可能性に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで供給者の能力と供給可能性は、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表 2 — 主要トピックモジュール C2：供給者の能力と供給可能性

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は他の証拠に関する説明	情報源に関する参照あるいは言及
C2-01	E	製品、サービス又は業種分野	C2-01-1 詳細製品サービス又は業種（家庭用電化製品、電気システム設置など）	
			C2-01-2 国際製品コード及びサービスコード（UNSPSC、CPVなど）	
C2-02	E	組織の月間生産処理能力（個数、延べサービス日数、業務数など）。	過去12か月の月次生産高レポート／統計を提供すること。	
C2-03	E	同一登録下にある施設区域（平方メートル）。（組織に施設が2つ以上ある場合は、施設ごとに面積を補足文書に記載すること）。	C2-03-1 オフィス区域	
			C2-03-2 生産区域	
			C2-03-3 倉庫	
			C2-03-4 その他	
C2-04	E	同一登録下にある従業員数（組織に施設が2つ以上ある場合は、施設ごとに指定した従業員の人数を補足文書に記載すること）。	C2-04-1 QA/QC要員	
			C2-04-2 生産要員	
			C2-04-3 維持要員を含むサービス要員	
C2-05	D	昨会計年度に従い、購買額の内訳パーセントで組織の購入先の上位7か国。	購入先上位7か国の購買額の内訳（金銭的価値別パーセント%）を提供すること。	

表2 — 主要トピックモジュールC2：供給者の能力と供給可能性

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、 文書化又は他の証拠に関する説明	情報源に関する 参照あるいは言及
C2-06	D	昨会計年度に従い、販売額の内訳パーセントで組織の意図する販売輸出先の上位7か国。	意図する販売輸出先の上位7か国の販売額内訳（金銭的価値別パーセント%）を提供すること。	
C2-07	E	組織のおよその年間売上高（US\$, Euros, £, 又はJPY）	過去12か月の販売統計又は出荷記録（船荷証券、梱包リスト、貨物受取証、信用状など）を提供すること。	
C2-08	D	これらが組織に適用可能な場合は、C2-08-1~7で識別される組織の主要区域の写真、そうでない場合は、同等の区域の写真。	C2-08-1 施設の主要ゲート/入口	
			C2-08-2 主要建屋の概要	
			C2-08-3 生産建屋	
			C2-08-4 作業現場の概要	
			C2-08-5 梱包区域の概要	
			C2-08-6 完成製品倉庫の概要	
			C2-08-7 搬出口と搬入口の概要	

3.3 主要トピックモジュール C3 — 財務情報と保険

表3では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、財務情報と保険に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで財務情報と保険は、第5項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表3 — 主要トピックモジュールC3：財務情報と保険

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は他の証拠に関する説明	情報源に関する参照あるいは言及
C3-01	E	組織の年次報告書又は最近3年間の売上高、税引前利益（又は損失）を含む財務諸表。ただし、組織の営業が3年未満の場合、その有効期間内のものでよい。	組織の年次報告書又は売上高、税引前利益（又は損失）及び貸借対照表（可能な場合）を含む財務諸表。	
C3-02	D	C3-01で提供される情報が組織の主要株主を示していない場合は、主要株主の上位3者の名前を提供すること。		
C3-03	D	C3-03-1 雇用主責任保険への加入	C3-03-1-1 保険証券番号	
			C3-03-1-2 損害填補限度額	
			C3-03-1-3 超過	
			C3-03-1-4 単一事象の限度	
			C3-03-1-5 有効期限	
		C3-03-2 第三者損害賠償責任保険への加入	C3-03-2-1 保険証券番号	
			C3-03-2-2 損害填補限度額	
			C3-03-2-3 超過	
			C3-03-2-4 単一事象の限度	
			C3-03-2-5 有効期限	

表3 ー 主要トピックモジュールC3：財務情報と保険

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、 文書化又は他の証拠に関する説明	情報源に関する参 照あるいは言及
C3-03	D	C3-03-3 製造物責任保険への加入	C3-03-3-1 保険証券番号	
			C3-03-3-2 損害填補限度額	
			C3-03-3-3 超過	
			C3-03-3-4 単一事象の限度	
			C3-03-3-5 有効期限	
		C3-03-4 専門職補償保険への加入	C3-03-4-1 保険証券番号	
			C3-03-4-2 損害填補限度額	
			C3-03-4-3 超過額	
			C3-03-4-4 単一事象の限度額	
			C3-03-4-5 有効期限	

3.4 主要トピックモジュール C4 — 事業ガバナンス

表 4 では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、事業ガバナンスに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで事業ガバナンスは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表4 — 主要トピックモジュールC4：事業ガバナンス

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C4-01	E	有効な事業免許又は組織の現在の事業範囲を正確に記載した同等の公式文書。	事業免許／営業許可／会社登録証明書又は他の同等の公式文書。		
C4-02	E	有効な税務登録又は同等の公式文書。	税務登録文書（地方国税局のスタンプ付き）		
C4-03	D	組織に有効な輸入及び／又は輸出許可書がある場合は、その許可書のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 輸入及び／又は輸出許可書 貿易企業の登録様式 商品の輸出に関する税関申告登録証明書 組織が関連政府機関に登録して、輸出許可書を取得していることを証明できる証拠 		
C4-04	D	組織に有効な信用調査報告書がある場合は、詳細なレポートと参照番号。	<ul style="list-style-type: none"> 信用調査報告書を提供すること（例：Dun & Bradstreet (D&B), Experian Business Information Report)。 信用調査報告書提供者が割り当てた参照番号。 適用可能な場合、ウェブサイトのリスト 		
C4-05	E	所有権の種別	私有、国有、共同事業など。		

表4 ー 主要トピックモジュールC4：事業ガバナンス

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C4-05	E	所有権の種別	私有、国有、共同事業など。		
C4-06	E	C4-06-1～3で識別される全ての最高責任者又は同等の者の名前と市民権（注記：管轄区域で受け入れられていれば、同一人物が2つ以上の責任を持つことができる）。	C4-06-1 最高経営責任者又は同等の者の名前と市民権		
			C4-06-2 最高財務責任者／財務責任者又は同等の者の名前と市民権		
			C4-06-3 最高執行責任者又は同等の者の名前と市民権		
C4-07	D	少なくとも2つの取引上の信用照会先（過去2年以内に取引関係を持つ組織の名前と連絡先詳細）。	C4-07-1 組織名（1）		
			C4-07-2 連絡窓口及び連絡先詳細（1）		
			C4-07-3 組織名（2）		
			C4-07-4 連絡窓口及び連絡先詳細（2）		
C4-08	E	文書化された贈賄防止方針又は関連する声明文のコピー。	<p>トップマネジメント層によって承認され、定期的に見直される贈賄防止方針又はコミットメント声明を組織が持つという証拠を提供すること。</p> <p>贈賄防止方針の証拠には、以下の要素を含めることができる。</p> <p>i. 贈賄を禁止する。</p> <p>ii. 贈賄の実例を防止、検知、報告及び処理するための対策を実施する。</p>		

表4 — 主要トピックモジュールC4：事業ガバナンス

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C4-09	E	組織が直面する贈賄及び／又は不正リスクの性質及び範囲に関して、組織でバランスの良い合理的な管理を実施しているかどうかを確認。	<p>贈賄及び／又は不正リスクに対して組織が実施したコントロールの証拠を提供すること。</p> <p>贈賄及び／又は不正に対するコントロールの証拠に以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. コントロールされた組織とその事業提携による贈賄防止マネジメントシステムiの実施 ii. 実際に又は潜在的に「利害対立」の関係になる可能性がある要員（組織の供給者としての従業員の近親者の事業など）への宣言／システム iii. 贈物、歓待、贈与及び援助の方針／手順 iv. 贈賄防止契約条件 v. 財務コントロール（例えば、権限の委任を越えていないレビュー） vi. 調達、入札及び他の商用コントロール vii. 高まる懸念（内部告発）の方針 viii. コントロール及び贈賄関連の問題に関する詳細記録の維持 ix. トップマネジメントレビュー 		
C4-10	E	顧客又は依頼者などから受け取った知的財産及び／又は特許項目の機密保持を順守する方針／手順のコピー。	知的財産及び／又は特許項目の機密保持を順守するための方針、手順又はガイドラインを提供すること。		

3.5 主要トピックモジュールC5 — 雇用方針

表5では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、供給者の雇用方針に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで供給者の雇用方針は、第5項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表5 — 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
CSR証明書					
C5-01	E	施設があるロケーションにおいて固有の第三者による社会的説明責任／CSRのシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	施設があるロケーションに固有の以下の有効な第三者社会的説明責任／CSRシステム証明書を提供すること。 i. SA8000 (Social Accountability International Standard) ii. ICTI (International Council of Toy Industries) iii. WRAP (Worldwide Responsible Accredited Production) iv. 他の関連する業界標準。	注記 有効な SA8000, WRAP 又は ICTI 証明書が提供されている場合、調達組織は、関連する質問を独自の判断で免除してもよい。	
C5-02	D	上記に指定されたシステム認証に加え、組織の施設に固有の購買者による他の社会的コンプライアンスプログラムの成果。	他の社会的説明責任／CSR／作業場条件プログラムの成果、公式文書又は購買者の確認を提供すること。		

表5 ー 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C5-02	D	上記に指定されたシステム認証に加え、組織の施設に固有の購買者による他の社会的コンプライアンスプログラムの成果。	他の社会的説明責任/CSR/作業場条件プログラムの成果、公式文書又は購買者の確認を提供すること。		
C5-03	E	業界団体プログラムとしての第三者監査を受けている場合は、最新監査報告書のコピー。	以下の関連企業団体プログラムの監査報告書を提供すること。 i. BSCI ii. SEDEX iii. EICC iv. FLA v. 他の関連企業団体プログラム。		
C5-04	E	認証及び/又は購買者のプログラムによる外部機関によって過去12か月に実施された、CSR規格の監査件数。	実施された監査数を示し、過去12か月に実施された社会的説明責任/CSR/作業場条件システム監査の関連監査報告書/記録を提供すること。		
児童労働及び強制労働					
C5-05	E	組織の施設がある国の現地の法律で定義される最低雇用年齢。	現地の最低年齢の情報及び/又はその情報源を提供すること。		
C5-06	E	法的最低労働年齢未満の労働者又は他の購買者の特定要求事項未滿（この場合は高い方の年齢制限が適用される）の労働者の雇用を組織が禁止している方針/手順のコピー。	法的最低年齢未滿/購買者の要求事項未滿の労働者の雇用は禁止することを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。		
C5-07	E	組織に全ての従業員の雇用に使用する年齢証拠を示す公式な証明を確認、検証及び保管するための仕組みがあるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 求人手続き 要員雇用記録と契約のサンプル/テンプレート 年齢証拠書類の検証方法/記録 		

表5 — 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C5-08	E	組織自体又は職業紹介所/仲介所のいずれかによって不正（監禁、売買、担保、強制雇用又は奉公）雇用を禁止している方針/手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用は自由選択であり、いかなる種類の強制労働（監禁、売買、担保、強制雇用又は奉公）も禁止していることを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 		
C5-09	D	組織が一括雇用で職業紹介所を利用する場合は、職業紹介所の名前と組織との契約条件。	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介所の名前を指定すること。 職業紹介所の契約テンプレート又はPAS 7000に従う関連情報を提供するための要求事項を含めた契約条件。 		
C5-10	E	政府が発行する従業員の識別カード原本、パスポート、就労許可又はその他の個人的な書類原本を、現地の法規で求めている場合を除き、組織が雇用条件として保持しないか確認。	<ul style="list-style-type: none"> 政府が発行する従業員の識別カード原本、パスポート原本、就労許可又は他の個人的な書類原本は雇用条件として保持しないと述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		
C5-11	E	組織が雇用条件として預り金を集めないかを確認（ただし、現地の法規で許されている場合の従業員のバッジ、制服、用具に対する合理的な金額は除く）。	<ul style="list-style-type: none"> 預り金（ただし現地の法規で許されている場合の従業員のバッジ、制服、用具に対する合理的な金額は除く）は雇用条件で集めないことを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		

表5 ー 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C5-12	E	全ての従業員が所定労働時間後に施設又は職場/作業場を離れることができるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての従業員が所定労働時間後に施設又は職場/作業場を離れることができることを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 		
C5-13	E	全ての従業員が雇用契約の同意条件又は適用可能な現地法に従って、任意に雇用を解除できるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての従業員が雇用契約の同意条件又は適用可能な現地の法律に従って、不合理な制約又は罰則なしに任意に雇用を解除できることを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 解雇の場合は、通知期間の長さ及び金銭的罰則を指定すること。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		

表5 — 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
賃金、報酬					
C5-14	E	現地法/規則で規定されている場合の現在適用可能な最低賃金と超過時間の賃金率。	最新の最低賃金と超過時間の賃金率及び/又はその源の情報を提供すること。		
C5-15	E	従業員が適用可能な賃金法に従って、最低賃金、超過時間及び有給休暇などの義務付けられた給付を含め確実に支払いを受ける方針/手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の賃金率と有給休暇を含む給付が適用可能な賃金法に従うことを述べた、組織マネジメント層によって承認された雇用方針/手順。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		
C5-16	E	従業員への支払い方法の詳細。	<p>従業員の取り分が以下のように支払われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎時間 毎日 毎週 毎月 出来高払い 		
C5-17	E	適用可能な保険料率が法的に必要な場合、組織が、基本給と時間外賃金の正しい賃金計算方法を設定しているかどうかを確認。	基本給及び時間外賃金の計算を検証するための賃金計算式及び/又は試行データ。		
C5-18	E	従業員の完全な給与記録/給与明細を維持又は提供するために組織に求める方針/手順のコピー。	給与記録を維持又は提供するための方針/手順。		

表5 ー 主要トピックモジュールC5：雇用方針

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
作業時間					
C5-19	E	適用可能な法律又は契約に従って、通常の作業時間が許容限度を超えないことを保証する方針/手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 適用可能な法律又は契約に従って、通常の作業時間が許容限度を超えないことを述べた、組織のマネジメント層によって承認される雇用方針/手順。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		
C5-20	E	組織が従業員の通常作業時間と残業時間の完全な記録を維持又は提供しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 通常の時間と残業時間を示すことができる従業員の時間記録のサンプル/テンプレート 		
C5-21	E	従業員に少なくとも毎週1日休日が許可されているかどうかを確認。(農業の収穫時期の季節労働など、時間制限がある仕事については例外を考慮に入れる)。	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも毎週1日休日があることを示すことができる従業員の時間記録。 要員雇用契約のサンプル/テンプレート。 		

注記 適用可能なデータ保護規制では、提出されるサンプルにおいて、個人/依頼者/供給者の詳細の削除又は非公開を求める場合がある。

3.6 主要トピックモジュール C6 — 安全衛生

表 6 では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、安全衛生に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで安全衛生は、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表 6 — 主要トピックモジュール C6：安全衛生

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
安全衛生					
C6-01	E	施設があるロケーションに第三者による労働安全衛生マネジメントシステム認証又は関連安全スキームの登録されたものがある場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者労働安全衛生マネジメントシステム証明書又は施設があるロケーションに登録された関連安全スキームのメンバーシップ。 i. 労働安全衛生マネジメントシステム (BS OHSAS 18001) 認証 ii. 他の関連する業界標準又は調達における安全スキームの登録されたメンバーシップ。	注記 有効な労働安全衛生マネジメントシステム証明書又は登録されたメンバーシップが提供されている場合*、調達組織は、独自の判断で C6-03～C6-14 を免除してよい (この表の注記参照)。	
C6-02	E	関連当局又は独立した認定機関によって実施される組織の建物及び施設に関する建築物構造安全点検／調査報告書。	建物構造安全点検証明書又は報告書。		
C6-03	E	関連当局、独立した認定機関又は資格のある個人によって実施された安全設備及び消火安全点検／調査報告書。	関連当局、独立した認定機関又は力量ある個人によって実施される消火安全点検の証明書又は報告書。		

The development of PAS 7000 was funded by BSI Professional Services Asia Pacific

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C6-04	D	特別な設備又は制御されたオペレーション（貨物リフト、フォークリフト、ボイラー、高層での作業、電気工、熱間加工、溶接、閉鎖空間での作業、エネルギー隔離、ラインの開閉など）が現地にある場合は、承認された操作者の適用可能な許可又はライセンスのコピー。	**特別な設備又は制御されたオペレーションを使用するための許可又はライセンスのサンプル/コピー。		
C6-05	E	従業員が受ける安全上の問題（有害物質、車、機械、電気ショック、ノイズ、温度の極度の上昇）を識別、評価及び制御するためのリスク評価記録又はプログラム文書のコピー。	職場での安全上の問題に関するリスク評価記録又は証拠。		
C6-06	D	組織が従業員に対しマスク、手袋、ゴーグル、耳栓、安全靴、ヘルメットなどの個人用保護具（PPE）を提供しなければならない場合の、提供状況、適切性及び使用されていることの証拠。	<ul style="list-style-type: none"> 塗装吹き付けセクションの非綿布マスクなど、職務機能に従って従業員に提供される適切なPPEのリスト。 PPEの発行記録 		
C6-07	E	労働安全衛生に関する組織のインシデントマネジメント手順及び記録のコピー。	労働衛生と安全問題のインシデントマネジメント手順と記録		

The development of PAS 7000 was funded by BSI Professional Services Asia Pacific

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C6-08	E	共有使用区域での従業員が、火災又は他の非常事態において、緊急避難経路又はの妨げにならない通路が確保されていることの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物施設/財産契約又は賃貸の契約条件。 ・ 建物の所有者又は他の居住者との特別な契約。 ・ 共有使用の通路など緊急避難口を定期的にチェックするための手順のコピー及び是正処置の証拠。 		
C6-09	E	現地の関連する法規に従い、組織の施設内における消火機器の数量及び適正な設備かどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備のタイプと数量に関する現地の適用可能な防火安全法規。 ・ 施設（生産現場、倉庫、オフィス、社員寮など）内の作業現場の区域を示す見取り図及び位置、数量及びタイプに関する消火設備の表示。 		
C6-10	E	組織の施設（倉庫、生産現場、オフィス、社員寮など）の緊急避難口の数が現地の法規に適合しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難口に関して適用可能な現地の法規 ・ 見取り図では、施設内の作業現場の区域と緊急避難口の表示を示すことができる。 		
C6-11	E	緊急避難口について営業時間は封鎖も施錠もされていないことを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急避難口へのアクセスとオペレーションを定期的にチェックするための手続き及び記録並びにチェック頻度を指定する。 		
C6-12	E	決められた頻度によるバックアップ電源や非常灯の検査証拠。	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックアップ電源確認及び非常灯試験記録と頻度。 		

The development of PAS 7000 was funded by BSI Professional Services Asia Pacific

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C6-13	E	組織の避難計画が組織の施設（倉庫、生産現場、オフィス及び他の収容施設）に掲示されているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画 組織の施設において正確な避難計画を掲示した証拠／写真。 		
C6-14	E	決められた頻度により緊急避難訓練を実施している証拠（少なくとも年1回又は適用可能であれば法的要求事項に従う）。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難訓練の記録、報告書又は写真及び頻度。 		

***注記1** 建設関連調達では、購買者は、PAS 91（PAS 7000に先行する建設関連の事前資格審査規格）によって提供される同等のものを考慮に入れてもよい。PAS 91が要求する事前資格審査情報は、特に安全衛生に関する場合、一般に固定場所の工場で製品を製造せずに、一時的な建設現場にサービスを配給する建設請負業者に合わせる。訓練と事前資格審査、マネジメントの準備、作業者の関与、協力及び調整に関してPAS 91が強調する内容の一部は、建設関連の事前資格審査活動に適正である。

***注記2** 適用可能なデータ保護規制では、提出されるサンプルにおいて、個人／依頼者／供給者の詳細の削除又は非公開を求める場合がある。

3.7 主要トピックモジュールC7ーデータ保護

表7では、個々の特定情報項目に関連して提供される情報の説明に基づいて、データ保護と情報セキュリティマネジメントに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここでデータ保護と情報セキュリティマネジメントは、第5項に従って提供し、かつ、6.2a)及び6.2b)のそれぞれに従って使用しなければならない。



表7ー 主要トピックモジュールC7：データ保護

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C7-01	E	顧客、従業員又は供給者に関するデータの収集、処理及び保管に対し、その行為が正当であることを保証する方針及び手順のコピー。	顧客、従業員又は供給者に関するデータの収集、処理及び保管は正当であると述べた、組織マネジメント層によって承認されたデータ保護方針/手順。		
C7-02	E	収集及び保管したデータの対象者に、そのデータ取得や保管の目的について、組織が通知するかどうかの確認。	収集及び保管したデータの対象者に、そのデータ取得や保管の目的について行っている個人への通知又は通常の通知。		
C7-03	E	関連する適正量のデータだけを確実に収集して保管し、指定された目的にのみ使用するための方針及び手順のコピー。	関連する適正量のデータだけを収集して保管し、指定された目的にのみ使用することを述べた、組織マネジメント層によって承認されたデータ保護方針/手順。		
C7-04	E	保管されたデータを更新するための手順と頻度。	データの更新頻度と実行		
C7-05	E	保管されたデータの最大保持期間を決定するための方針及び手順のコピー（データの保管期間は、設定期間より長くなることはない）。	<ul style="list-style-type: none"> 保管されたデータの最大保持期間を決定するための方針/手順/ガイドライン。 対応する保持期間を持つデータのリスト/テーブル。 		

表7 主要トピックモジュールC7：データ保護

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C7-06	E	収集及び保管されるデータの対象者が確実に独自のデータにアクセスするための権限を持ち、かつ、損傷の可能性のあるデータ項目の削除を依頼することができる方針及び手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 独自のデータにアクセスしてデータの削除を依頼するために維持されるデータの対象者の条件を設定する組織マネジメント層によって承認されるデータ保護方針/手順。 		
C7-07	E	収集されたデータ（電子データと紙データの両方）を安全な方法で確実に維持するための方針及び手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 収集されたデータを安全な方法で確実に維持するための方針/手順。 データの維持、アクセス、変更、公開又は完全な削除に対して権限が付与された要員の責任。 		
C7-08	E	組織が第三者情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	<p>有効な第三者による情報セキュリティマネジメントシステムの以下のような証明書を提供すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ISO/IEC 27001 CSA STAR（クラウドサービスプロバイダー向け） PAS 555（サイバーセキュリティリスク） 他の関連する業界標準。 	注記 有効な情報セキュリティマネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断でC7-09～C7-15を免除してもよい。	
C7-09	D	新規に雇用されたスタッフ又は役割が変更されたスタッフに対し、アクセス権を「関係者以外への機密」の原則に基づいて付与するための方針及び手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のアクセス権を承認するための方針、手順又はガイドライン。 従業員アクセス権又は従業員のアクセスリストを定義する方法に関するガイドライン。 		
C7-10	D	一意のユーザーIDを全てのユーザーに確実に割り当て発行するための方針及び手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 一意のユーザーIDを割り当てるための方針、手順又はガイドライン。 		

表7 主要トピックモジュールC7：データ保護

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C7-11	D	不正使用、不正アクセス、改ざん、取引データの変更、ログ情報及び機密保持データを監視及び特定するために組織は、システム（イベントログなど）を採用し実装しているかどうかを確認。	イベントログとレビュー記録の証拠を提供すること。		
C7-12	D	無人のコンピュータ又はモバイル機器を不正使用から保護するための方針及び手順のコピー。	無人のコンピュータ又はモバイル機器を不正使用から保護するための方法（キーロックやパスワードを保護するスクリーンセーバーなど）に関する方針、手順、ガイドラインを提供すること。		
C7-13	D	取り外し可能メディア（サムドライブ、CD-ROMなど）を使用する場合は、データの機密保持及び/又は完全性を保護するための管理方針と手順のコピー。	取り外し可能メディアの使用については、以下を含めた手順を提供すること。 i. 全ての取り外し可能メディアを登録する。 ii. 全てのメディアを安全で安全な環境に格納する必要がある。 iii. 暗号化技法を使用して取り外し可能メディアのデータを保護する必要がある。 iv. 不要になった場合は、取り外し可能なメディアのコンテンツを回収不能にする必要がある。		
C7-14	D	有効なファイアウォールとウイルス対策ソフトを、インターネットアクセスを行うコンピュータ、ラップトップ、タブレットにインストールにより実装し、データセキュリティを確実に保護しているかどうかを確認。	ファイアウォール、サブスクリプション、ウイルス対策ソフトのインストールの証拠を提供すること。		

表7 ー 主要トピックモジュールC7：データ保護

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C7-15	D	重要な電子データとソフトウェアを災害又はメディア障害の後に確実に回復させるための方針／手順のコピー。	<p>方針、手順及び／又はITシステム、データ及びソフトウェアのバックアップ計画を提供すること。</p> <p>バックアップ計画に以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. バックアップメディアとバックアップのコピー数。 ii. バックアップの範囲（完全バックアップ又は差分バックアップなど）と頻度により、組織の事業の要求事項が反映される。 iii. バックアップは、主要サイトでの災害による損傷を回避するため、十分な距離の遠隔地に格納される。 iv. バックアップ情報は、物理的な損傷と環境的な脅威から適切なレベルで保護されながら提供される。 v. バックアップデータを確実に回復させるため、バックアップメディアは定期的に試験される。 vi. 機密保持が重要である場合、バックアップは暗号化によって保護される。 		

3.8 主要トピックモジュール C8 — 環境マネジメント

表 8 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、環境マネジメントシステムに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで環境マネジメントシステムは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表 8 — 主要トピックモジュール C8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
環境認証					
C8-01	E	組織が固有の第三者による環境マネジメントシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者環境マネジメントシステムの以下のような証明書を提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 14001 ・ エコマネジメント監査スキーム (EMAS) ・ 他の関連する業界標準。 	注記 有効な環境マネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断で C8-04～C8-17 を免除してもよい。	
C8-02	D	認証及び／又は購買者のプログラムによる外部機関によって過去12か月に実施された、環境マネジメントシステム規格（例：ISO 14001又は二者監査）の監査件数。	実施されたサプライチェーンセキュリティ監査報告書を提供する。		
C8-03	E	組織が有効な第三者による環境製品認証／エコ製品証明書又はラベルを取得している場合は、現在有効な証明書又はラベルのコピー。	有効な第三者環境／エコ製品証明書又はラベルを提供すること。		

表8 — 主要トピックモジュールC8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
環境マネジメントシステム					
C8-04	E	環境の法規及び環境パフォーマンスの継続的改善に適合することの組織のコミットメントを宣言している環境方針又はコミットメントした声明文のコピー。	環境の法規及び環境パフォーマンスの継続的改善に適合するためのコミットメントを宣言する組織マネジメント層によって承認された環境方針。		
C8-05	E	法的要求事項に適合する適用可能な環境許可又はライセンスのコピー。	以下のような適用可能な環境許可/ライセンスを提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地政府が発行する土地利用/建設許可 ・ 廃水放出の許可/ライセンス ・ 大気放出の許可/ライセンス ・ ノイズ放射の許可/ライセンス 		
C8-06	D	製造プロセス、建設、事業範囲内でのリノベーション、法的要求事項への適合を含む、全ての活動を網羅する現在有効な環境影響監査報告書又は文書の確認。	環境影響審査又は評価レポートには全てのプロジェクトが含まれ、活動（施設の新規建設、製造プロセス変更、施設拡張など）が環境に影響する可能性がある。		
C8-07	E	原材料、エネルギー、水及びその他の消費の節約、削減又はリサイクルに有効である場合、新しい技術の導入などの適切な対策を組織が実施しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルプラスチック/金属/用紙/パッケージの購入又は使用の証拠 ・ リサイクル廃水、エネルギー及び他の消費の証拠。 		
廃水					
C8-08	D	放出された廃水で特定された主要汚染物質とそれらの法的限度/濃度のリスト。	放出された廃水の主要汚染物質とそれらの法的限度/濃度のリスト。		

表8 — 主要トピックモジュールC8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C8-09	D	組織が設備/施設を管理して、廃水の汚染濃度を管理又は削減して、生態系（川、海など）に放出する前に、適用可能な所轄官庁の要求事項に確実に適合しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染放出管理手順と記録 ・ 廃水の処理に使用した管理設備作動記録 ・ 放出された主要廃水の監視記録又は実験室分析報告書（必要な場合） 		
大気放出					
C8-10	D	組織が設備/施設を管理して、大気放出を管理又は削減して、適用可能な所轄官庁の要求事項及び任意グループ/組織が設定した他の規格に確実に適合しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染放出管理手順と記録 ・ 大気放出の処理に使用した設備作動記録 ・ 主要大気放出の監視記録又は実験室分析報告書（必要な場合） 		
ノイズ放射					
C8-11	D	組織が設備/施設を管理して、騒音を管理又は削減し、適用可能な所轄官庁の要求事項に確実に適合しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音を管理又は削減した設備作動記録 ・ 騒音監視記録 		

表8 — 主要トピックモジュールC8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C8-12	E	現在有効な事業において、組織の活動を行うために必要な有害物質の購入、収集、保管、使用及び廃棄処分まで関与しているかどうかを確認する。	事業では、有害物質の購入、収集、保管、使用及び廃棄処分まで関与する。		
C8-13	E	組織が使用する有害化学物質のリスト。 有害化学物質は意図した使用のために登録されており、CAS(化学物質固有の数値識別)番号又は同等の化学ラベリング(例：EU分類やラベリングシステム)まで追跡可能であること。	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の登録又はリスト 注記： <ul style="list-style-type: none"> CAS番号 – 「化学情報検索サービス機関」(CAS)によって、公開科学論文に記載された全ての化学物質(少なくとも1957年から現在までの記載された化学物質が含まれる)に割り当てられる一意の数値識別子。 EU分類とラベリングシステムは、潤滑油や不純物を含む化学物質などの混合物を網羅する。対象者は製造者と供給者である。 		
C8-14	E	全ての有害物質(製造プロセスで使用される)の購入、使用、及び廃棄処分までのトレーサビリティを確実にしている手順のコピー。	有害物質/化学物質の購入から使用を経て廃棄処分までのトレーサビリティの手順。		
C8-15	E	組織が使用する全ての化学物質の製品安全データシート(MSDS/SDS)の現地語によるコピー。	製品安全データシート(MSDS/SDS)の現地語によるハードコピー。		

表8 — 主要トピックモジュールC8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C8-16	E	有害物質の購入、運送、操作、ラベル付け、生産、保管及び廃棄処分での作業に関連する従業員が、関連法規、安全衛生問題及び緊急時対応に関する教育訓練を受けているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質/化学物質を処理する要員の訓練記録。 健康と環境へのダメージを軽減するために、漏れや溢れを制御するための手順。 		
C8-17	E	全ての化学物質と廃棄物が、製造者の指示/MSDS/法的要求事項に従って保管され、収集され及び処分されるかどうか確認。	施設が化学物質や廃棄物を、資格のある危険廃棄物組処分供給者に移したことを示す受取証、配達受領書、領収書、有害廃棄物処分シートなどの証拠（マニフェスト）。		

表8 — 主要トピックモジュールC8：環境マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C8-18	E	第三者による有効なエネルギーマネジメントシステム認証を組織が取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者エネルギーマネジメントシステム証明書（ISO 50001 や他の関連する業界標準など）を提供すること。		
C8-19	D	組織の施設内の様々なタイプのエネルギーの使用に関するエネルギープロフィールのコピー。	電気又は石油燃料などのエネルギープロフィール又は一覧。		
C8-20	D	組織のエネルギー節約（削減）に関する目標のコピー。	エネルギー節約目標。		
C8-21	D	監視頻度の記録を含むエネルギー消費の監視報告書のコピー。	電気使用量や石油使用料などのエネルギー消費統計／データ及び監視頻度。		
C8-22	D	見直し頻度による組織のエネルギーマネジメント実績とエネルギー節約（削減）に関する目標のレビューの記録のコピー。	マネジメントレビュー記録及びエネルギーマネジメント実績とエネルギー節約目標に対するレビュー頻度。		

3.9 主要トピックモジュール C9 — 品質マネジメント

表 9 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、品質マネジメントシステムに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで品質マネジメントシステムは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2a) 及び 6.2b) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表9 — 主要トピックモジュールC9：品質マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
品質認証					
C9-01	E	組織が第三者による品質マネジメントシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者の品質マネジメントシステムの以下のような証明書を提供すること。 i. ISO 9001 ii. ISO/TS 16949 (自動車) iii. AS/EN 9100シリーズ (航空宇宙) iv. TL 9000 (電気通信) v. ISO/TS 29001 (石油、石油化学及び天然ガス業界) vi. ISO 13485 (医療機器) vii. ISO/FSSC 22000 (食品業界) viii. HACCP ix. 他の関連する業界標準	注記 有効な品質マネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断でC9-04～C9-11 (C9-09を除く) を免除してもよい。	
C9-02	D	認証及び/又は購買者のプログラムによる外部機関によって過去12か月に実施された、品質マネジメントシステム規格 (例: ISO 9001又は二者監査) の監査件数。	実施された監査件数を示し、昨年の過去12か月に実施された関連品質システム監査報告書を提供すること。		

表9 — 主要トピックモジュールC9：品質マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C9-03	E	組織が製品の第三者製品認証又はラベルを取得している場合は、現在有効な証明書又はラベルのコピー。	有効な第三者製品品質証明書又はラベル（製品の安全性、機能及び構成）を提供すること。 注記 単体試験報告書は、製品の証明書又はラベルの証拠としては不十分である場合がある。		
品質マネジメントシステム					
C9-04	E	仕様に基づいて、関連法に準拠した安全な製品/サービスを提供することの組織のコミットメントを宣言している品質方針又はコミットメント声明文のコピー。	トップマネジメント層によって承認され、定期的に見直される品質方針又はコミットメント声明を提供すること。		
C9-05	E	品質マニュアル及び品質システム手順のリスト原本のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル 品質システム手順のマスタリリスト。例えば、生産/サービス配給及びQCゲート（検査、チェックなど）を統制するための標準作業手順（SOP）など。 		
C9-06	E	是正処置と予防処置手順のコピー。	是正処置と予防処置の手順/作業指示を提供すること。		
C9-07	E	顧客の苦情を処理し、根本原因を調査し、解決に導く有効なシステムを組織が運用しているかどうかを確認。	<p>苦情処理システムの証拠/サンプルを提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情件数ログ。 苦情調査記録。 実施した是正処置及び予防処置。 苦情元へのフィードバック。 		

表9 ー 主要トピックモジュールC9：品質マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
製品の品質及び安全性					
C9-08	E	組織が（組織自身で又は外部機関によって）製品又はサービス/作業に対して最終検査を実施しているかどうかを確認。	<p>以下を含め、最終検査を実施した証拠を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終製品又はサービス/作業指示の手順。 最終製品又はサービス/作業検査の作業指示（依頼者固有の指示、不良品分類を含める場合がある）。 最終検査報告書。 販売を意図する国において関連する法律の要求事項及び/又は必須規格。 		
C9-09	E	原材料、梱包材、進行中の作業、隔離された又は不完全な製品及びトレーサビリティを保証するために識別される完成品の特定ができる整備されたプロセスが組織にあるかどうかを確認。	<p>以下を含めた製品の識別とトレーサビリティの証拠を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の識別システムとトレーサビリティ方法を記述した手順/ガイドライン。 トレーサビリティのために必要な情報を付けたタグ、ラベル及びマーキング（製品タイプ、注文番号、日付コード、ロット番号、品目番号）。 これらの原材料又は主要部品の受け取り記録（これらの材料を誰がいつ供給するか？ ロット番号又は日付コードは何であるか？） これらの原材料又は主要部品の発行記録（これらの材料を生産部署の誰にいつまでに発行するか） 不完全な/水準を満たしていない材料又は品目の処理又は廃棄の記録。 		

表9 — 主要トピックモジュールC9：品質マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される対応、文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
C9-10	D	製品安全性の順守にあたり、その責任を負う特定の個人又は部署が組織にあるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 製品安全性コンプライアンスを担当する要員の数を示すこと。 製品安全性コンプライアンスを担当する製品開発要員又はエンジニアリング要員の職務記述書。 大量製品をリリースする前に新製品の製品安全性の妥当性確認を誰が担当するかを述べた手順。 		
C9-11	E	生産要員とは独立して、製品の安全性と品質コンプライアンスを担当する品質保証（QA）と品質管理（QC）の要員が組織に存在していることの確認。	<ul style="list-style-type: none"> 組織図 品質保証と管理スタッフの職務記述書 QC検査レポートに署名がない限り出荷が承認されないことを示す証拠。 		

4 追加事前資格審査トピックモジュール

4.0 必須情報項目と任意情報項目

4.0.1 表 10～表 15 のステータス列で「E」と識別される情報項目は、該当する特定のトピックモジュールにおいて供給を排除しない限り、又は組織の調達方針によって供給を決定しない限り、調達の性質によって特定の追加トピックモジュールが必須に変更された（すなわち、「追加」から「主要」に移行する）場合は、事前資格審査プロセスの一部に含める必要がある「必須」情報項目として指定される（第 5 項及び 6.2c）。

4.0.2 表 10～表 15 のステータス列で「D」と識別される情報項目は、特定の追加トピックモジュールが「主要」に移行し、かつ、供給の環境又は供給される可能性の高い製品、サービスもしくは労力によって、関連する情報項目が関連に変更されたときに事前資格審査プロセスの一部に含める必要がある、「任意」情報項目として指定される（第 5 項及び 6.2d）。

注記 1 特定の事前資格審査プロセスにおいて購買者又は審査プロバイダーによって必須ステータスに移行されず、その時点で必須情報として識別されない任意情報項目は、他の事前資格審査プロセスに含まれる可能性が高い。供給者は、将来の事前資格審査活動に関連して強化された情報の供給を促進するために、資源が許す限り、全ての任意項目に対する対応を準備する必要がある。

注記 2 事前資格審査プロセスが、購買者所有の施設及び／又は購買者管理の施設で提供される可能性が高いサービス又は労力に関係する場合、購買者又は審査プロバイダーは、全ての又は一部の特定のトピックモジュールを個別の除外対象にすることが妥当である。

図 3 に対する注記 この図は、供給者事前資格審査に対する PAS 7000 アプローチに組み込まれたトピックモジュールの完全な範囲を示し、図の各六角形からそれぞれのトピックモジュールへのハイパーリンクが付いた索引として機能する。情報供給の要求事項を見直したい供給者又は情報取得のルールを理解するために参照する購買者のために、図の下部にある 2 つの赤い円がこの PAS の関連する条項に直接リンクされている。図の上部にある赤い円は、第 3 項の主要事前資格審査の開始に戻るためのリンクを提供する。

図 3 — トピックモジュールの索引（ハイパーリンク付き）



4.1 追加トピックモジュール A1 — 企業倫理

表 10 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、企業倫理に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで企業倫理は、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



企業倫理

表10 — 追加トピックモジュールA1：企業倫理

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
贈賄不正防止					
A1-01	E	組織が第三者による贈賄防止マネジメントシステムを取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	BS 10500や他の関連する業界標準など、有効な第三者の贈賄防止マネジメントシステムの証明書を提供すること。	注記 有効な第三者の贈賄防止マネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断で A1-02～A1-04 を免除してもよい。	
A1-02	E	特定の国、環境及び業種に適したリスク事業活動に関連する贈賄及び／又は不正リスクに関するリスクアセスメントのコピー。	組織が、贈賄及び／又は不正リスクに関するリスク審査を実施したという証拠を提供すること。 リスク評価には、以下の要素を含めることができる。 i. 既存の活動及び提示された新しい活動に関連する贈賄及び／又は不正リスクの特定。 ii. 現在の方針、手順及びコントロールがこれらのリスクを受け入れられるレベルまで削減するために十分であるかどうかに関する評価。 iii. 残留部分への追加コントロール（つり合いが取れて合理的）の実装。		

表10 — 追加トピックモジュールA1：企業倫理

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
贈賄不正防止					
A1-03	D	無視できない贈賄及び/又は不正リスクを引き起こす恐れがある潜在的な事業提携者に対して、組織が正式な取引関係を結ぶ前にデューデリジェンス対策を行っているかどうかを確認。	<p>事業提携者と取引関係を結ぶ前に組織が取り組んだデューデリジェンス対策の証拠を提供すること。</p> <p>デューデリジェンス対策には、以下の証拠を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 贈賄及び/又は不正問題に関連する否定的なコメントを確認するために事業提携者とその株主及びトップマネジメント層に関するウェブ/新聞の検索。 ii. 事業提携者の倫理的評判に関する適切な第三者への調査。 iii. 事業提携者が提供するサービスの必要性と合法性の評価。 iv. 株主とトップマネジメント層に関連する贈賄及び/又は不正問題を確認するための事業提携者へのアンケート送付。 v. 事前資格審査入札書類への「贈賄防止マネジメントシステム」の組み込み。 vi. 契約条件への「贈賄防止マネジメントシステム」の組み込み。 		

表10 — 追加トピックモジュールA1：企業倫理

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A1-04	E	職務に関連して贈賄に遭遇する可能性がある全ての要員に贈賄防止及び／又は不正防止の教育及び／又は訓練を組織が定期的に行っているかどうかを確認。	訓練計画、訓練記録及び組織の贈賄防止及び／又は不正防止の方針、手順及びリスクに関する理解の評価を提供する。		
知的財産					
A1-05	E	製品及び／又はサービスに関して組織が保有する知的財産権及び／又は特許の件数。	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権及び／又は特許の件数を示すこと。 製品／サービスの知的財産権又は特許に関する証明書又は登録書のサンプルを提供する。 		
A1-06	E	組織に付与された製造ライセンス数。	<ul style="list-style-type: none"> 製造者のライセンス数を示すこと。 製造者のライセンス契約書／証明書のサンプルを提供すること。 		
A1-07	D	該当する場合、知的財産及び／又は特許の所有者及びトップマネジメント層が、それらの取扱いについて契約文書に明記しているかを確認。	標準契約条件書又は同等の文書のコピーを提供すること。		
A1-08	E	知的財産、特許項目又は他の機密情報に接触又は利用する従業員に対し、組織は機密保持契約書（NDA）に署名を行っているかどうかの確認。	機密保持契約書（NDA）のテンプレート又は知的財産、特許項目及び／又は機密情報の機密保持を示す他の証拠を提供すること。		

4.2 追加トピックモジュール A2- サプライチェーントレーサビリティ

表 11 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、サプライチェーントレーサビリティに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここでサプライチェーントレーサビリティは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表11 — 追加トピックモジュールA2：サプライチェーントレーサビリティ

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A2-01	E	供給者選択及び業績改善のための調達方針が組織の中心的価値、行動規範及び依頼者からの要求事項と確実に連携するためのプロセスが組織にあるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の中心的価値 ・ サプライチェーン方針 ・ 供給者行動規範 ・ 調達方針／手順 ・ 供給者公式文書 ・ PAS 7000又は他の関連する業界標準 		
A2-02	E	供給者タイプの区別（すなわち、製造者などの直接的施設と仲会者、卸売業者、輸入業者などの間接的供給者の間）を可能にする方法で全ての供給者の最新登録を組織が維持しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給者登録と供給者タイプ／性質の表示のサンプル／テンプレート ・ 組織がサプライチェーン全体で評判リスクをマネジメントしていることを実証する証拠 		
A2-03	D	生活プロフィール（本人証明ID、力量、実現能力及び組織の供給者の定期的な事前資格審査）を検証するための手順のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給者がPAS 7000に従って関連情報を提供するための要求事項などの頻度と供給者のプロフィールを検証するための手順と記録を提供すること。 ・ *供給者の会社プロフィールのサンプル。 		

表11 — 追加トピックモジュールA2：サプライチェーントレーサビリティ

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A2-04	E	取引関係を結ぶ前に、組織の中心的な価値、行動規範及び/又は調達方針と確実に連携するために、組織の供給者を評価するための手順のコピー。	供給者を審査するための手順と記録を提供すること。		
A2-05	D	供給者が組織の中心的な価値、行動規範及び/又は調達方針に従っているかどうかを定期的に検証するために、組織が重要な供給者を実際に訪問しているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な供給者を訪問するための手順を提供すること。 *供給者の訪問記録/報告書のサンプル/テンプレート。 		
A2-06	E	原産国、製造、処理、組立（製品又は部品の組み立て）に関する虚偽の主張を組織に禁止する成約/手順のコピー。	原産国、製造、処理（製品又は部品の組み立て）に関する全ての情報に組織が真実を明確に求めるための要求事項を示す、組織のマネジメント層によって承認された会社の方針/手順。		

表11 — 追加トピックモジュールA2：サプライチェーントレーサビリティ

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A2-07	E	組織がA2～06で述べた宣言及び虚偽、隠蔽又は商品の積み替えに関連する不正請求に関与していないという宣言を支持するために必要な文書を維持管理し、要求に応じて利用可能な状態にしているかどうかを確認。	<p>「原産国」に関する文書の証拠／サンプルを提供すること。これらには、以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注書 ・ 原材料及び／又は部品の請求書 ・ 別の施設とのやり取りによる部品／材料の受け渡し記録。 ・ 生産記録 ・ 従業員のタイムレコード（特定製品の生産と関係させることができる従業員数と従業員の作業時間の正確な記録） ・ 設備のインベントリプロファイル（機械台数、機械のタイプ、日産処理能力を含む） ・ 輸出文書（適用可能な場合は、製造者と輸出者両方からの認証、施設が割り当てプロバイダーの場合、割り当て量と裏書きのコピー、梱包リスト、積荷目録、輸出日、輸出エンティティ、行先、海運会社、輸入エンティティ及び発生料金を示すトラック、船舶、航空機又は列車の船荷証券／航空貨物運送状を含める）。 		

* 注記 適用可能なデータ保護規制では、提出されるサンプルにおいて、個人／依頼者／供給者の詳細の削除又は非公開を求める場合がある。

4.3 追加トピックモジュール A3- サプライチェーンセキュリティマネジメント

表 12 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、サプライチェーンセキュリティマネジメントに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここでサプライチェーンセキュリティマネジメントは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表12 — 追加トピックモジュールA3：サプライチェーンセキュリティマネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
サプライチェーンセキュリティ認証					
A3-01	E	組織が第三者によるサプライチェーンセキュリティシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者のサプライチェーンセキュリティマネジメントシステムの以下のような証明書を提供すること。 i. 米国向けテロ行為防止のための税関産業界提携 (C-TPAT)。 ii. EU、日本、台湾向け認定事業者 (AEO)。 iii. カナダ向けPartners in Protection (PIP)。 iv. シンガポール向けSecure Trade Partnership (STP)。 v. 他の関連する業界標準。	注記 有効なサプライチェーンセキュリティマネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断で A3-03～A3-17 を免除してもよい。	
A3-02	D	認証及び／又は購買者のプログラムによる外部機関によって過去12か月に実施された、サプライチェーンセキュリティシステム審査規格（例：C-TPAT又は二者監査）の監査件数。	実施された監査件数を示し、過去12か月に実施されたサプライチェーンセキュリティ監査報告書を提供する。		

表12 — 追加トピックモジュールA3：サプライチェーンセキュリティマネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
手続き的セキュリティ					
A3-03	E	サプライチェーンセキュリティの要求事項とセキュリティ性能の継続的改善に適合するための組織のセキュリティマネジメント方針又はコミットメントを宣言するコミットメント声明のコピー。	組織の上級マネジメント層によって承認され、定期的に見直されるセキュリティマネジメント方針/コミットメント声明を提供すること。		
A3-04	E	入荷と出荷を検証するための組織の手順のコピー。	数量、重量チェック、ラベルなど、積荷目録文書と照合して到着積荷と出発積荷を検証したことを示す手順、記録又は証拠を提供すること。		
A3-05	D	不正使用（偽造品で再利用される）を防止するためにブランド廃棄物（顧客のブランド名やロゴが付いた不良品やパッケージなど）を処分するための組織の方針/手順のコピー。	ブランド廃棄物を処分するための方針/手順を提供すること。		

表12 — 追加トピックモジュールA3：サプライチェーンセキュリティマネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
物理的セキュリティ					
A3-06	E	違法な侵入防止と外部侵入防御を特に重要視した組織の建物及び関連インフラの構造の性質、材質及び種類。	違法な又は無断の侵入を防止するよう設計された建物及びインフラの構造の性質、材質及び種類を指定すること。		
A3-07	E	外部や制限区域に通じる全ての窓、ドア、ゲート、フェンス又は障壁が施錠設備で保護されているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 外部や制限区域に通じる全ての窓、ゲート及びフェンスが施錠装置で保護されていることを記述したセキュリティ手順。 窓、ゲート及びフェンスのロック装置のチェックを示すセキュリティ点検記録。 		
A3-08	E	従業員、訪問者及び車の入口/出口の全てのゲートが違法な又は無断の侵入を禁止又は抑止するよう警備及び/又は遠隔監視されているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 全てのゲート、車の出入口が警備及び/又は監視されていることを記述したセキュリティ手順。 警備員の職務記述書 違法な又は無許可の侵入を禁止する標識 ゲート、車の出入口又はCCTV監視システムに掲示する警備員の写真 		
出入管理					
A3-09	E	身元確認と出入管理のための従業員識別システムが組織にあるかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> *さまざまなアクセスレベルの従業員識別カードのサンプル。 身元確認と出入管理のルールを記述した従業員マニュアル。従業員の入退室記録 		
A3-10	E	施設に入る前に、全ての訪問者に写真による身元確認を求める組織の方針/手順のコピー。	施設に入る前に、全ての訪問者に写真による身元確認を求める方針/手順。		

表12 — 追加トピックモジュールA3：サプライチェーンセキュリティマネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
個人のセキュリティ					
A3-11	D	従業員の身元調査を実施するための組織の方針/手順又はそのような身元調査が国内又は地方の適用可能な規制又は条例によって禁止されている場合は、それに準じる声明文のコピー。	従業員の身元調査の方針/手順又は国内又は地方の適用可能な規制又は条例に基づく身元調査の禁止声明。		
A3-12	E	組織を退職する従業員が、提供された全ての識別器具及び/又は施設やシステムへの出入り/鍵を返却/取り消すための組織の方針/手順のコピー。	識別カード/バッジの返却、会社の施設とコンピュータシステムへの出入りの取り消し及び会社所有の全ての財産の返却に対する退職手順。		
コンテナ/トレーラ/トラック/車/列車のセキュリティ					
A3-13	E	コンテナ/トレーラ/トラック/車/列車等に積荷する前にその保護の完全性及びセキュリティを検証(例:コンテナに対して事前点検を実施するなど)を行うための組織の手順及び実施した関連記録のコピー。	空のコンテナ/トレーラ/トラック/車/列車に対して点検を実施したことを示す手続き、記録又は証拠。 注記7 ポイント点検は、空のコンテナ(外側/車台、ドアの内側/外側、右側、左側、前壁、天井/屋根、床内部)に対して実施し、禁制品を隠すことができる虚偽の区画、壁、床又は天井をチェックする。		

表12 — 追加トピックモジュールA3：サプライチェーンセキュリティマネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A3-14	E	積載後にコンテナ/トレーラ/トラック/車/列車に正しいシール（例えば、国境を越えるコンテナは、ISO/ PAS 17712に準拠する高度なセキュリティシールを使用する必要がある）を貼付するための組織の手順のコピー。	正しいシール（例えば、国境を越えるコンテナは、ISO/ PAS 17712に準拠する高度なセキュリティシールを使用する必要がある）が保管、発行され、積載後にコンテナ/トレーラ/トラック/車/列車に貼付されることを示す手順。		
A3-15	E	コンテナ/トレーラ/トラック/車/列車の積載を監督するために組織によって承認された警備員又は適格者を確認。	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ/トレーラ/トラック/車/列車の積載が認定スタッフ又は警備員によって監督されることを示す手順又は記録。 積載プロセスを監督するための警備員の職務記述書又は指名された要員への職務割り当て通知。 		
A3-16	E	コンテナ/トレーラ/トラック/車/列車に使用されるセキュリティシールを貼付、交換、記録及び追跡するための組織の手続きのコピー。	シールが正しく保護、記録、追跡、貼付され、積載されたコンテナ/トレーラ/トラック/車/列車に引き継がれることを示す手順。		
セキュリティ訓練					
A3-17	E	積荷と施設の完全性の維持管理と無断侵入の防止について、従業員に対し特定の訓練を実施しているかどうかを確認。	積荷と施設の完全性を維持管理し、無断侵入を防止する要員の訓練記録。		

4.4 追加トピックモジュール A4— 機会均等と結社の自由

表 13 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、機会均等と結社の自由に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで機会均等と結社の自由は、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表13 — 追加トピックモジュールA4：機会均等と結社の自由

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A4-01	E	皮膚の色、人種、種族、年齢、性別、性的指向、身体障害、宗教、所属政党、結社／組合のメンバー、結婚歴、妊娠又は内科的疾患などの理由に基づく人種差別を禁止する方針／手順のコピー。 (ただし、若年労働者又は妊婦に対する危険な作業の割り当てに関する制約など、法律によって要求された場合は除く)。	あらゆる種類の人種差別を禁止することを述べた、組織のマネジメント層によって承認された会社の方針／手順。		
A4-02	E	個人的特徴、宗教又は主観的な要求事項ではなく、技能と能力に基づいて従業員を雇用するための組織の雇用方針／慣行のコピー。	従業員を技能及び能力に基づいて雇用することを述べた雇用方針／手順。		

表13 ー 追加トピックモジュールA4：機会均等と結社の自由

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A4-03	E	個人的な特徴や宗教ではなく、能力、実績及び業績に基づいて報酬、昇格、教育訓練の利用、解雇及び退職については、機会均等により行うことを組織の方針に基づいて実施しているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、昇格、解雇及び退職に関するHRの手順又は基準。 ・従業員査定テンプレート。 ・*訓練の必要性及び／又は開発計画のサンプル／テンプレート。 		
A4-04	E	組合又は他の従業員代表組織及び団体交渉に自由に参加又は選択できる権利を従業員に付与する方針／手順のコピー。 これらの権利の一部又は全てが法律によって禁止された場合は、それに準じる声明文。	従業員は組合又は他の従業員代表組織及び団体交渉に自由に参加又は選択できることを述べた、組織のマネジメント層によって承認された会社の方針／手順。		

4.5 追加トピックモジュール A5 — 懲罰慣行と懲罰乱用

表 14 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、懲罰慣行と懲罰乱用に関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで懲罰慣行と懲罰乱用は、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表14 — 追加トピックモジュールA5：懲罰慣行と懲罰乱用

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の土基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A5-01	E	体罰、精神的又は身体的強制、性的嫌がらせ、言葉による虐待及びこのような行為による脅威を禁止する方針／手順のコピー。	体罰、精神的又は身体的強制、性的嫌がらせ、言葉による虐待及びこのような扱いの脅威を禁止することを述べた、組織のマネジメント層によって承認された会社の方針／手順。		
A5-02	E	全ての従業員が、いかなる乱用及び／又はハラスメント方針の（潜在的な）侵害に対して内部告発者が抵抗なく言える環境で、かつ自由に報告できるような報告システムが組織に存在し、それが運用されているかどうかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> 匿名及び機密保持サービスを提供する内部告発などの違反報告システムの手順、ガイドライン又はマニュアル。 乱用及びハラスメント方針の違反が報告されていることを示す手順、ログ又は他の証拠。 		
A5-03	E	懲戒処分としての減給又は他の金銭的ペナルティの使用を避ける方針／手順のコピー。	懲戒処分としての減給又は他の金銭的ペナルティを避けると述べた方針／手順。		

4.6 追加トピックモジュール A6 — 事業継続マネジメント

表 15 では、個々の特定情報項目に関連して提供される想定情報の説明に基づいて、事業継続マネジメントに関する「必須」情報項目と「任意」情報項目を示す。ここで事業継続マネジメントは、第 5 項に従って提供し、かつ、6.2c) 及び 6.2d) のそれぞれに従って使用しなければならない。



表15 — 追加トピックモジュールA6：事業継続マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の土基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A6-01	E	組織が第三者による事業継続マネジメントシステム認証を取得している場合は、現在有効な証明書のコピー。	有効な第三者事業継続マネジメントシステム証明書（ISO 22301や他の関連する業界標準など）を提供すること。	注記 有効な事業継続マネジメントシステムの証明書が提供されたら、調達組織は、独自の判断でA6-02～A6-11を免除してもよい。	
A6-02	D	組織の製品、サービス及び業務を提供する上で、重要な活動を特定するプロセスフローチャート/表、又は他の文書のコピー。	組織の必須活動を特定した証拠（プロセスフローチャート/テーブルなど）を提供すること。		
A6-03	E	組織の重要な活動の継続に脅威をもたらす可能性がある潜在的なリスクを特定している文書のコピー。	以下に示すような、組織の重要な活動の潜在的なリスクについて、さまざまな側面から検討し特定した証拠を提供すること。 i. 火事 ii. 洪水 iii. 自然災害（台風、地震、津波など）。 iv. 従業員やそれ以外の人物からの悪意のある行為。 v. 労働問題（ストライキなど） vi. 深刻な風評被害 vii. 重要な供給者 viii. 重要なサービスの破壊（例えば、水、電源、ITシステム、スタッフの利用、重要な設備などに障害）。		

表15 — 追加トピックモジュールA6：事業継続マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の土基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A6-04	D	影響の重大度と発生の可能性を基準にして特定された潜在的なリスクのリスクアセスメントのコピー。	<p>リスクアセスメントを実施した証拠を提供すること。</p> <p>リスクアセスメントでは、以下の要素を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 破壊的インシデントの潜在的なリスクの特定。 ii. 特定されたリスクの重大度。 iii. 特定されたリスクの発生の可能性。 iv. 特定されたリスクの最終評価。 v. 特定されたリスクに対する処置を実施するための基準。 		
A6-05	E	事業への影響を抑えるため、特定されたリスクに対し必要な処置の対策を組織が持っているかどうかを確認。	<p>以下に対する対策の証拠を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 破壊的なインシデントの可能性を縮小する（例えば、複数の供給者から戦略を採用し、クリティカルな供給者のために2つ以上の供給源を確保する）。 ii. 破壊的なインシデントの期間を短くする（例えば、主要生産現場にバックアップ用電源を設置する）。 iii. 主要な製品及びサービスに対する破壊的なインシデントの影響を制限する。 		

表15 — 追加トピックモジュールA6：事業継続マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の土基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り／部分的に情報提供有り／情報提供無し／該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A6-06	E	インシデントが発生した場合、組織の製品とサービスを支える主要な活動をどのように継続又は復旧を行うかの文書化された事業継続計画又は手順のコピー。	<p>文書化された事業継続計画又は同等の文書を提供すること。 事業継続計画書又は同等の文書に、以下の要素を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. インシデント発生中及びそれ以降に権限を持つ人々とチームの定義された役割と責任。 ii. 対応を発動するためのプロセス。 iii. 破壊的なインシデントに対応するための戦略、戦術及びオペレーションの選択肢の詳細。 iv. これ以上の損失を避けるための詳細。 v. 現在の状況下で組織が従業員、関係者、主要な利害関係者及び緊急時連絡先とどのように連絡を取るかに関する詳細。 vi. 事前に決定した時間の枠内で重要な活動を継続又は回復する方法に関する詳細。 vii. 組織に風評被害をもたらす恐れのあるインシデントの後のメディア対応（メディアやスポークスマンとの好ましいやり取り）の詳細。 viii. インシデントが過ぎ去って警戒態勢を解くため 		
A6-07	E	事業継続計画と準備を演習するための文書化した計画書のコピー。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画を演習するためのスケジュールを提供すること。 ・最近実施した演習の証拠／記録／写真。 		
A6-08	D	演習結果を受けて組織が事業継続計画と準備を改善及び更新しているかどうかを確認。	演習結果を利用して事業継続計画と準備を改善及び更新したという証拠を提供すること。		

表15 — 追加トピックモジュールA6：事業継続マネジメント

参照項目	情報ステータス	必須情報項目	審査の土基礎となる想定される文書化又は対応を支持する他の証拠に関する説明	情報提供有り/部分的に情報提供有り/情報提供無し/該当せず	情報源に関する参照あるいは言及
A6-09	D	組織は、事業継続計画とインシデントをマネジメントする方法について、トップマネジメント層とオペレーションマネジメントチームを訓練しているかどうかを確認。	事業継続計画とインシデントマネジメントに関し、組織のトップマネジメント層とオペレーションマネジメントチームの訓練計画及び/又は訓練/指示記録を提供すること。		
A6-10	D	事業継続手順及びスタッフの役割と責任に関して、組織がスタッフに対して教育訓練をしているかどうかを確認。	インシデントが発生した場合のスタッフの役割と責任に関する訓練計画及び/又は訓練/指示の記録を提供すること。		
A6-11	E	組織が重要な供給者の事業継続の能力（特に代替手段を利用できない供給者、又は代替手段自体が全て共通の供給者を持つ場合）を定期的に評価し、見直しているかどうかを確認。	重要な供給者の事業継続システムと実現能力を定期的に審査して見直す供給者審査報告書などの記録のサンプルを提供すること。		

5. 情報提供のルール（供給者側）

5.1 含めるべき情報

供給者は、表16のカテゴリー1～7で識別され、この副条項で説明される情報を、それぞれのトピックモジュールに設定された方法で提供する。

表16 — 供給者情報のカテゴリー

#	主要トピックモジュールC1～C9		選択された追加トピックモジュールA1～A6	
カテゴリー1	必須情報項目			
カテゴリー2	必須情報項目	任意情報項目		
カテゴリー3	必須情報項目		必須情報項目	
カテゴリー4	必須情報項目		必須情報項目	任意情報項目
カテゴリー5	必須情報項目	任意情報項目	必須情報項目	
カテゴリー6	必須情報項目	任意情報項目	必須情報項目	任意情報項目
カテゴリー7	主要トピックモジュールにおける必須情報項目と任意情報項目		全ての追加トピックモジュールにおける必須情報項目と任意情報項目	

カテゴリーの説明

カテゴリー1: 主要トピックモジュール C1～C9 で識別される全ての必須情報項目（第 3.1 項～第 3.9 項）

カテゴリー2: 主要トピックモジュール C1～C9 で識別される全ての必須情報項目と全ての任意情報項目（第 3.1 項～第 3.9 項）

カテゴリー3: カテゴリー1 及び選択した追加トピックモジュール A1～A6 で識別される全ての必須情報項目（第 4.1 項～第 4.6 項）

カテゴリー4: カテゴリー1 及び選択した追加トピックモジュール A1～A6 で識別される全ての必須情報項目と全ての任意情報項目（第 4.1 項～第 4.6 項）

カテゴリー5: カテゴリー2 及び選択した追加トピックモジュール A1～A6 で識別される全ての必須情報項目（第 4.1 項～第 4.6 項）

カテゴリー6: カテゴリー2 及び選択した追加トピックモジュール A1～A6 で識別される全ての必須情報項目と全ての任意情報項目（第 4.1 項～第 4.6 項）

カテゴリー7: 全てのトピックモジュール C1～C9 及び A1～A6 で識別される全ての必須情報項目と全ての任意情報項目

注記 カテゴリー7 は、供給者事前資格審査と関連して PAS 7000 で識別される情報を 100% 供給する必要がある。

5.2 適用の限度

PAS 7000 に適合する供給者は、事前資格審査プロセスについて、PAS 7000 への準拠を宣言する調達組織によって事前資格審査を受ける資格があると見なされた場合でも、提供される情報が審査されて、調達エンティティ（購買者又は審査プロバイダー）によって受け入れられるまでは、事前資格審査を実施するよう宣言してはならない。

注記 特定の事前資格審査プロセスにおいて購買者又は審査プロバイダーによって主要トピックモジュールステータスに移行されないために、その時点で必須情報として識別されない追加トピックモジュールは、それにもかかわらず、他の事前資格審査プロセスに含まれる可能性が高い関連事前資格審査トピックモジュールである。供給者は、将来の事前資格審査活動に関連して強化された情報の供給を促進するために、リソースが許す限り、全ての追加トピックモジュールに対する対応を準備する必要がある。

6. 情報取得のルール（購買者側）

6.1 PAS 7000 の適用を意図する エンティティの前提条件

PAS 7000 に基づいたサプライチェーンの確立を意図するエンティティは、事業活動を支持し、サプライチェーンのフォーメーションとオペレーションに適用される必要があるガバナンス、リスク及びコンプライアンス（GRC）原則の宣言を公開しなければならない。そのような宣言には、そのプロセスの一部として取得される情報の機密保持を維持するためのコミットメントを含めなければならない。

注記 この宣言の内容は、関心のあるエンティティの判断に従う。

6.2 トピックモジュールと情報項目の使用

潜在的なサプライチェーンパートナーに関する限り、情報の取得において PAS 7000 の適用を意図する購買者／審査プロバイダーは、以下を実行しなければならない。

- a) 主要トピックモジュール C1～C9 で識別される全ての「必須」情報項目（第3項の表1～表9参照）を含める。ただし、項目の説明は変更せず、関連する表における供給の排除又は組織の調達方針によって決定された排除のみ可能である。
- b) 主要トピックモジュール C1～C9 の任意情報項目を含めるかどうかを明確に特定する。
- c) 追加トピックモジュール（A1～A6）が対象として関係する場合、関連するトピックモジュールの全ての「必須」情報項目（第4項の表10～表15参照）を含める。ただし、項目の説明は変更せず、関連する表における供給の排除又は組織の調達方針によって決定される排除のみ可能である。
- d) 追加トピックモジュール（A1～A6）の任意情報項目を含めるかどうかを明確に特定する。
- e) 特別に依頼をしていない追加トピックモジュール及び／又は任意情報項目が提供された場合、それらを審査で考慮に入れるかどうかを確認する。
- f) 与えられた情報に基づいて供給者の適格性を審査するために必要とする文書化された証拠だけを供給者に要求する。

6.3 補足情報

例えば与えられたサプライチェーン関係の特定の性質に関連する専門家及び／又は技術的な理由などの補足情報を取得する必要がある購買者は、以下の情報を確保しなければならない。

- a) 以下の情報の取得に限定する。
 - 特定の関係に関わる特定の環境の供給者を事前資格審査するために必要な情報
 - 既に確保した情報項目の重複を避け、この PAS で識別された情報によって既に処理された情報の明確な補足となる情報
- b) 要求した補足情報がこの PAS のトピックモジュールの1つに関連する場合、補足情報を挿入したことによって PAS トピックモジュールの番号列が乱れないように番号を付ける。

6.4 審査基準

供給者が提供した情報を審査するために使用する基準は、トピックモジュール C1～C9 及び A1～A6（表1～表15）、並びに購買者が依頼した補足情報において供給者の要求に応じて識別された情報項目だけから求めなければならない。PAS 7000 を事前資格審査プロセスの一部として適用する購買者又は審査プロバイダーは、潜在的な供給者に自由に適用できる、重み付けやランク付けに関する情報を作成しなければならない。

7. PAS 7000 への準拠宣言

7.1 供給者

PAS 7000 への準拠を宣言する供給者は、以下の様式の1つで宣言しなければならない。

a) ISO/IEC 17021 に準拠する第三者認証機関による監査

BS EN ISO/IEC 17021-3 に適合する独立した第三者認証機関によって準拠が確認された場合：

Supply chain relationship information and supporting evidence in accordance with PAS 7000: 2014 category ['1 to 7' specified in Clause 5.1], provided by [insert name of supplier], [insert name of certification body] certified

b) ISO/IEC 17021 の要求事項に適合しない別のパーティによる監査

BS EN ISO/IEC 17021-3 に適合しない別のパーティの監査によって準拠が確認された場合：

Supply chain relationship information and supporting evidence in accordance with PAS 7000: 2014 category ['1 to 7' specified in Clause 5.1], provided by [insert name of supplier], [insert name of auditing entity] confirmed.

c) 供給者の自己審査

準拠が供給者による自己審査に基づいている場合：

Supply chain relationship information and supporting evidence in accordance with PAS 7000: 2014 category ['1 to 7' specified in 5.1], provided by [insert name of supplier], self-assessed.

注記 第 7.1 項の a)、b) 又は c) で承認された宣言の1つを使用して、この PAS への準拠を宣言する供給者は、第 5.1 項で提供された PAS 7000 情報モデルの 7 つのカテゴリーの 1 つに従う関連トピックモジュールで規定された情報を提供していることを確認している。

7.2 購買者／調達組織

PAS 7000 への準拠を宣言する、購買者、審査プロバイダー又は他の調達組織は、以下の様式の1つで宣言しなければならない。

a) ISO/IEC 17021 に準拠する第三者認証機関による監査

BS EN ISO/IEC 17021-3 に適合する独立した第三者認証機関によって準拠が確認された場合：

Supply chain partnerships entered into by [insert name of procuring entity] are established on the basis of the supply chain relationship information and supporting evidence acquired as specified in PAS 7000: 2014 [insert name of certification body] certified.

b) ISO/IEC 17021 の要求事項に適合しない別のパーティによる監査

BS EN ISO/IEC 17021-3 に適合しない別のパーティの監査によって準拠が確認された場合：

Supply chain partnerships entered into by [insert name of procuring entity] are established on the basis of the supply chain relationship information and supporting evidence specified in PAS 7000: 2014 [insert name of auditing entity] confirmed.

c) 購買者の自己審査

準拠が調達エンティティによる自己審査に基づいている場合：

Supply chain partnerships entered into by [insert name of procuring entity] are established on the basis of the supply chain relationship information and supporting evidence specified in PAS 7000: 2014, self-assessed.

注記 第 7.2 項の a)、b) 又は c) で承認された宣言の1つを使用して、この PAS への準拠を宣言する購買者、審査プロバイダー又は調達組織は、第 6.1 項～第 6.4 項で提供された PAS 7000 情報モデルで承認されたさまざまな構成に基づいて事前資格審査の審査を使用していることを確認している。これには以下の確認内容が含まれる。

- 必要な情報の説明を変更していないこと
- 全ての補足情報が「必須」であることが既に確認され、かつ、重複がないこと
- 不合理な証拠を要求していないこと

8. 参考文献目録

規格発行

日付の付いた引用規格では、引用したエディションだけが適用される。日付の付いていない引用規格では、引用した文書（修正を含む）の最新エディションが適用される。

BS 10500:2011, Specification for an anti-bribery management system (ABMS)

BS 8538:2011, Specification for the provision of services relating to the commercialization of intellectual property rights

BS OHSAS 18001:2007, Occupational health and safety management systems – Requirements

ISO 14001:2004, Environmental management systems – Requirements with guidance for use

ISO 27000:2012, Information technology – Security techniques – Information security management systems – Overview and vocabulary

ISO 27001:2013, Information technology – Security techniques – Information security management systems – Requirements

ISO 27002:2013, Information technology – Security techniques – Code of practice for information security controls

ISO 22301:2012, Societal security – Business continuity management systems – Requirements

ISO 50001:2011, Energy management systems – Requirements with guidance for use

ISO 9001: 2008, Quality Management System – Requirements

PAS 555:2013, Cyber security risk – Governance and management – Specificatio

PAS 91:2013, Construction prequalification questionnaires

PAS 223:2011, Prerequisite programmes and design requirements for food safety in the manufacture and provision of packaging

PD 25222:2011, Business continuity management – Guidance on supply chain continuity

その他の引用規格の発行

- 1) 3PQ Business Continuity Questionnaire
- 2) ILO Convention No. 138
- 3) Ethical Trading Initiative (ETI) Base Code
- 4) Electronic Industry Citizenship CoalitionR (EICCR) Code of Conduct, Version 4.0 (2012)
- 5) BSCI Code of Conduct, Version 3, 2009
- 6) Guide to data protection
- 7) Standards for Suppliers Manual, Wal-Mart Stores, Inc., March 2014
- 8) C-TPAT Minimum security criteria for foreign manufacturers

英国規格協会 (BSI)

BSI は独立した国家機関であり、英国規格の作成並びに他の規格関連の発行、情報及びサービスに責任を持つ。BSI は、欧州及び国際的なレベルで規格に関する UK の見解を提示する。

BSI は Royal Charter に編入されている。英国規格及び他の標準化の成果は、BSI Standards Limited によって発行される。

改訂

英国規格と PAS は、改正又は改訂によって定期的に更新される。英国規格と PAS の利用者は、改正又は改訂の最新版を所有している必要がある。

製品とサービスの品質を改善することは、BSI の不変の目標である。英国規格の使用時に不正確な表現や不明確な表現を見つけた場合は、技術委員会の担当者まで連絡をお願いする。連絡先は、表紙の裏に記載している。PAS についても同様に、BSI カスタマーサービスへの連絡をお願いする。

Tel: +44 (0)20 8996 9001
Fax: +44 (0)20 8996 7001

BSI では、BSI 登録会員に PLUS と呼ぶ個人向けの更新サービスを提供している。これを利用すると、登録会員は、英国規格と PAS の最新版を自動的に入手できる。

Tel: +44 (0)20 8996 7669
Fax: +44 (0)20 8996 7001
Email: plus@bsigroup.com

規格の購買

規格の PDF 版とハードコピー版は、ウェブサイト (www.bsigroup.com/shop) の BSI ショップからクレジットカードで直接購入できる。また、BSI の注文、国際規格と外国規格の発行は全て BSI Customer Services で取り扱っている。

Tel: +44 (0)20 8996 9001
Fax: +44 (0)20 8996 7001
Email: orders@bsigroup.com

国際規格を注文した場合、特に依頼がなければ、BSI は、関連する国際規格に英国規格を実装したものを提供する。

規格に関する情報

BSI は、国家規格、欧州規格及び国際規格に関する広範囲の情報をナレッジセンターを介して提供する。

Tel: +44 (0)20 8996 7004
Fax: +44 (0)20 8996 7005
Email: knowledgecentre@bsigroup.com

BSI 登録会員は、規格開発について常に最新情報を受け取り、規格書を大幅な割引で購入できる。これらの詳細や他の特典については、Membership Administration に問い合わせる。

Tel: +44 (0)20 8996 7002
Fax: +44 (0)20 8996 7001
Email: membership@bsigroup.com

英国規格オンラインを経由した英国規格と PAS へのオンラインアクセスに関する情報は、<http://shop.bsigroup.com/bsol> で参照できる。

英国規格の詳細は、www.bsigroup.com/standards の BSI ウェブサイトから入手できる。

著作権

英国規格及び他の BSI 発行物の全てに記載された全てのデータ、ソフトウェア及び文書は、BSI の所有物であり、BSI によって著作権が保護される。また、使用する情報において著作権を所有する個人又はエンティティ（国際標準化機関など）は、そのような情報を商用発行や商用利用することを BSI に正式に許可している。1988 年著作権、意匠及び特許法で承認された場合を除き、BSI の書面による事前の許可なく、抽出を検索システムで再生、保存したり、いかなる形態や手段（電子的、複写、記録など）によっても伝達したりしてはならない。シンボル、サイズ、タイプ、グレードの指定などの必要とする詳細に関する規格の実装過程において、これが自由な使用の妨げになることはない。これらの詳細を実装以外の目的に使用する場合は、BSI の書面による事前の許可を得なければならない。詳細及びアドバイスは、Copyright & Licensing Department から入手できる。

Tel: +44 (0)20 8996 7070
Email: copyright@bsigroup.com



BSI, 389 Chiswick High Road
London W4 4AL
United Kingdom
www.bsigroup.com

